

平成 24 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 1 日）

平成 24 年 9 月 13 日（木曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 昌浦 泰己

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民課長 鈴木 利明

市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一

収納課長 木村 修

農政課長 浦山 勝義

商工観光課長 菊田 忠雄

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子

社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英昭

多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘

道路公園課長 加藤 幸

復興建設課長 熊谷 信太郎

会計管理者 永澤 雄一

会計課長 小野 一雄

監査委員事務局長 佐藤 利夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦

生涯学習課長 武者 義典

文化財課長 加藤 佳保

選挙管理委員会事務局長 今野 淳

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、特別委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、全委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、申し合わせにより、建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は深谷晃祐委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長は深谷晃祐委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、深谷晃祐委員長席に着く)

---

○深谷委員長

皆さん、おはようございます。

本日より決算特別委員会が始まります。23年度の決算ということで震災関連が主だった事業というふうになるかとは思いますが、震災の復旧・復興にあわせまして、ふだんからのやらなければいけない事業についてもさまざまあると思います。皆様の慎重なる御審議を賜りながら、24年度の決算につながるような今回の23年度の決算の委員会にさせていただければと思います。

また、今回から資料等が変わったことによりまして質疑等についてもさまざまあると思います。私もスムーズな進行を心がけるため努力はいたしますが、何分ふなれな部分もごさいますので、皆様の御理解を賜りながら一生懸命進めさせていただきたいと思います。どうぞ御協力よろしく願いいたします。

---

○深谷委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には昌浦泰己委員を指名いたします。よろしく願いします。

---

● 議案第78号 平成23年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

○深谷委員長

これより、本決算特別委員会に付託されました「平成23年度多賀城市各会計決算」の審査を行います。

この際、お諮りいたします。

本件につきましては、昨日の本会議において、議案第78号及び議案第79号の平成23年度多賀城市各会計決算の認定について、提出者から提案理由の説明、さらに監査委員の報告が終わっております。

したがいまして、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から重点説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

初めに一般会計決算について説明をしていただきますが、8 月 21 日に当局から説明があったように、今回から主要な施策の成果に関する報告書をもとに重点的な施策を中心に説明していただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに主要な施策の成果に関する報告書の基本的な考え方について、市長公室長の説明を求めます。市長公室長。

- 主要な施策の成果に関する報告書の基本的な考え方の説明

○菅野市長公室長

それでは、今決算議会に配付させていただきました主要な施策の成果に関する報告書の趣旨、構成等の全般につきまして御説明申し上げます。

それでは、主要な施策の成果に関する報告書その 1 の 2 ページをお開きください。

多くの市民の皆様方の参画を得て策定いたしました第五次多賀城市総合計画が平成 23 年度からスタートいたしました。この総合計画には平成 18 年度から取り組んでまいりました行政評価の考え方を導入し、成果指標を設定しております。「行政が何をどれだけ行ったのか」ではなく、「目指す町の姿にどれだけ近づいたのか」「市民にとって何がどれだけ変わったのか」という視点でまちづくりの進みぐあいを検証、分析しながら、その結果を公表していくこととしております。

今回、平成 23 年度の決算について御説明申し上げるに当たり、このような総合計画の基本となる考え方に基づきまして、従来主要な施策の成果に関する説明書として、また決算関係資料として、それぞれ必要に応じて提出してまいりました資料を総合編集し、「主要な施策の成果に関する報告書」とさせていただいたところでございます。これは、総合計画の目指すまちの姿の実現に向けまして、まちづくりがどの程度進んでいるのか、事業の成果は出ているのか、行政経営の状況はどうかといったまちづくりの成果報告書として、平成 23 年度決算の全容を把握しやすい形へと改めさせていただいたものでございます。

御承知のとおり、平成 23 年度は東日本大震災の影響が大きく、復旧を迅速に行うため震災関連事業に資源を集中して取り組んでまいりました。同時に、今後の復興へ向けた多賀城市震災復興計画を策定いたしました。これに伴い、総合計画の基本事業に津波対策の推進及び被災者への生活再建支援を加えるなどの見直しを行っております。

ただし、震災復興計画に基づく事業の進捗状況につきましては、次の 3 点によりまして、平成 23 年度中の執行が極めて低い状況にございます。1 点目は、計画策定日である 12 月 21 日以降に本格的な推進態勢となったこと。2 点目としては、国による災害査定が平成 23 年度末までに及ぶものもあり、工事発注がおくれたこと。3 点目として、東日本大震災

復興特別区域法の施行が12月26日となり、復興交付金の第1回目の交付が平成23年度末であったこと。以上の状況から、復興事業の多くは平成24年度に予算計上し、また繰り越しして事業執行をしている状況でございます。

そこで、復興計画に掲げる主要事業の進行管理につきましては、平成24年度決算後、適時、御報告させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

こうしたことから、今回、災害救助、瓦れき処理等の震災関連事業については、これまで議会の都度提出させていただきました東日本大震災に係る災害関連経費資料を基本として整理させていただくとともに、総合計画体系に沿った主要な施策の成果につきましても可能な範囲で掲載させていただいたということを御了承いただきたいと思います。

また、決算に関する各担当からの説明につきましては、本報告書に基づきまして主要な施策の成果に主眼を置いて御説明申し上げたいと存じます。本報告書は印刷の関係で2分冊となっておりますが、ページ番号はその1、その2の通し番号となっておりますので、今後ページを御参照いただく場合はページ数のみで御案内させていただきたいと存じます。

なお、本報告書につきましては、今回初めての試みで作成いたしました。まだまだ未熟な点もございます。今後の取り組みにおきましては精査をし、我々も研さんを積みながら、その内容が充実したものとなるよう努力してまいりたいと存じます。

各委員におかれましても、今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で本報告書の基本的な考え方についての説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

次に、決算の概要について説明を求めます。

● 決算の概要（総括的事項・歳入）説明

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、主要な施策の成果に関する報告書に基づいて、平成23年度の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、7ページをお願いいたします。

各会計の決算の概要につきましては、さきに会計管理者から説明がございましたので、ここでの詳細な説明は省略させていただきたいと存じますが、このページに記載している内容について、若干の説明をさせていただきます。

ページ上の表は、各会計決算の総括表になります。内容としましては、資料番号3の歳入歳出決算書の総括表、これはさきに会計管理者が説明した箇所になりますが、それと同様のものがございます。その配置を会計ごとに縦方向に表示を変えたものとなっております。また、総括表の下には、会計ごとに前年度決算額との比較などを中心に、簡単な解説を付しております。御参照いただきたいと思います。

次に、8ページをお願いいたします。

説明の順番が逆になりますが、ここでは決算に至るまでの各会計の予算の編成について若干の説明をさせていただきたいと存じます。

御承知のように、東日本大震災の発災は平成 23 年 3 月 11 日で、平成 23 年度各会計当初予算の成立はその前日の 3 月 10 日でございます。そのようなことから、平成 23 年度当初予算の配当前に、被災された方々の救助、震災からの復旧・復興に対応した予算の多くを補正予算により編成しなければならない事態となりました。

また、国、県の被災者支援、被災団体支援の施策が段階的に整備されていったことなどもあり、多い少ないの違いはあるにせよ、各会計予算のそれぞれに何らかの影響を及ぼすところとなっております。とりわけ大きな影響を受けたのが、公共施設を所管している一般会計そして下水道事業特別会計であり、この両者の補正予算額は過去に例を見ない額となっております。

結果として、当初予算額、補正予算額、前年度からの繰越予算額を合計した予算現額で見ますと、一般会計では前年度の約 1.9 倍、下水道事業特別会計では約 1.4 倍の規模となっております。

次のページの表をごらんください。この表は、各会計の中で補正予算の編成回数が最も多く、震災の影響を大きく受けた一般会計の平成 23 年度における各補正予算の概要をまとめたものでございます。平成 23 年度の補正予算の編成は全部で 9 回でございます。東日本大震災の発災年度である平成 22 年度予算も 11 回にわたって補正予算を編成しており、回数では平成 22 年度には及ばないものの、平成 23 年度は通常では行われぬような補正を行っております。

第 3 号補正で約 85 億円、第 6 号補正で約 98 億円の増額補正をする一方、第 9 号補正では一転して約 44 億円の減額補正を行うなど、その増減が非常に大きなものとなっております。ちなみに、第 6 号補正は、過去最高の補正額となっております。

また、災害廃棄物関係や災害援護資金貸付金などは、ほとんどの補正予算に計上されるほど、その事業額の見通しが困難なものでございました。

その他の特徴といたしましては、突発的な事態、緊急を要する事態などに対応するため、使い道を限定しない予備費の補正を第 3 号補正、そして第 6 号補正の 2 回にわたって行っております。さらには、年度末において集中する各種の支払いに対し大幅な資金不足のおそれがあったことから、第 8 号補正で一時借入金の最高額を 5 億円から 30 億円へ引き上げを行っております。

このような補正予算の編成は、不測の事態や突発的な問題の発生はもちろんのこと、国、県による災害支援の施策が段階的に整備されていったことなども影響しており、そのようなことから全くの手さぐりの中での予算編成であったことがおわかりいただけるものと思います。

次のページをお願いいたします。

例年ですと、決算の概要につきましては普通会計ベースで説明をさせていただいているところでございます。この普通会計は、全ての地方公共団体を対象として行われる地方財政状況調査、いわゆる決算統計において定義づけされている概念で、全国統一のルールで整理・分類が行われる会計区分ということになります。したがって、全国的な地方財政の傾向の把握や他の自治体との財政状況の比較などに役立つものではありませんが、実際に私たちの 1 年間の事業執行の結果として調整される決算書とは、その内容に差異が生じることとなります。通常の年であれば本市の一般会計と普通会計とではそれほど大きな差異は生じないのですが、平成 23 年度におきましては東日本大震災に係る震災関連の経費の

目的別の分類、特に民生費、災害復旧費などにおいて、本市の一般会計と普通会計との間では大きな差異が生じることとなっております。

平成 23 年度におきましては、震災関連の経費などにより、通常では考えられない規模の予算、決算になっていることもあり、今まで 1 年を通して御審議いただいた一般会計の内容で説明をさせていただくほうが決算の状況をよりイメージしやすいのではないかと考えられましたので、今回の決算概要の説明は主に一般会計ベースで行わせていただくことといたしました。

しかしながら、全国統一のルールで分類・整理がされている標準的な普通会計決算の状況の把握や前年度からの継続した普通会計決算の流れの把握の必要性も十分承知しておりますので、後ほど一般会計との差異が大きかった部分や一般会計ベースでは説明が困難となる性質別の歳出決算などの内容を中心に、普通会計ベースでの決算の概要についても簡単に説明させていただきたいと存じます。

それでは、一般会計の決算の概要について御説明申し上げます。

さきに申し上げました経過をたどって編成された一般会計予算を執行した結果として、その決算がどのようなものとなったのか、ページ中ほどの表に基づいて、その概要を説明させていただきます。

歳入決算額は、前年度と比べて 192 億 4,367 万 8,801 円、96.1%増の 392 億 6,985 万 2,825 円となりました。そのうち現年度分では、前年度と比べて 186 億 8,289 万 2,051 円、99.9%増の 373 億 9,148 万 5,427 円。さらに、前年度からの繰り越し分では、前年度と比べて 5 億 6,078 万 6,750 円、42.6%増の 18 億 7,836 万 7,398 円となっております。

一方、歳出決算額は、前年度と比べて 182 億 4,162 万 3,639 円、94.6%増の 375 億 3,071 万 6,185 円となりました。そのうち現年度分では、前年度と比べて 173 億 5,635 万 6,077 円、94.8%増の 356 億 6,035 万 8,700 円。さらに、前年度からの繰り越し分では、前年度と比べて 8 億 8,526 万 7,562 円、89.9%増の 18 億 7,035 万 7,485 円となっております。

歳入歳出決算ともに現年度分の増額が著しく大きくなっていますが、前年度からの繰り越し額も通常ベースで考えると相当大きくなっています。平成 20 年度から行われた経済危機対策などの国の施策に対応した事業は、国の補正予算の成立、補助対象事業の確定などの時期的な問題で、半ば繰り越すことが前提となっております。10 ページ下のグラフのうち折れ線であらわしている前年度からの繰り越し分のグラフからもわかりますように、前年度からの繰り越し分は平成 21 年度に急増し、平成 22 年度には減少していますが、平成 20 年度以前と比べると、いずれも大きな額となっております。そのような特殊要因を除いて考えると、平成 23 年度における前年度からの繰り越し分の決算額がいかに大きなものであったかということがわかるかと思えます。

続いて、上の表に戻りまして、歳入歳出決算額の差し引きになりますが、17 億 3,913 万 6,640 円の黒字となりました。この額は過去最大となりましたが、ここまで黒字が大きくなった主な要因といたしましては、特別交付税の特例交付、震災復興特別交付税の概算交付のほか概算で交付されている国庫支出金などの影響によるものと捉えております。

また、この歳入歳出決算額の差し引きのうち翌年度へ繰り越すべき財源は 4 億 881 万 7,878 円で、これを差し引いた実質的な収支は 13 億 3,031 万 8,762 円の黒字となっております。この黒字の一部も概算交付などによってもたらされたものであり、翌年度以降に



大きく精算が行われることもあり得るということを考えますと、実質的な収支とは違って、極めて形式的な収支に近いようなものであると捉えております。

いずれにせよ、概算交付などの不確定な要素が多く含まれており、これらの精算として次年度以降の交付額との相殺や一般財源からの返還などを行うことが十分に想定されますので、今後の財政運営においては特に注意が必要であると考えております。

続いて、11 ページの平成 23 年度における予備費充用の概要をごらんください。

予備費は、2 回にわたる増額補正により、総額で 1 億 4,726 万 6,000 円となりました。そのうちの約 1 億 1,339 万 7,000 円を充用しましたので、執行率も 77%に達しております。少なくとも過去 5 年間で最も大きな充用費、最も高い執行率となっております。

予備費として充用した内容としましては、11 ページの表にその概要をまとめておりますが、災害事務従事者の時間外勤務手当、市県民税の特別徴収分、法人市民税の減免に伴う還付金などのように実績または請求などがあって初めて不足額がわかる経費、あるいは急遽受け入れが決まった自治法派遣職員の負担金などのように突発的に必要となった経費に対して充用しております。

続いて、一時借入金の概要について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算は収支が均衡しているものですが、実際には支出をしなければならない時期に常に収入があり必要な現金が確保されているとは限りません。このような支出の時期と収入の時期の不調和によって生じる資金不足を解消するため、予定している収入があるまでの間、各種基金の保有する現金を短期的に借り入れて使用することとしております。さきにも申し上げましたが、平成 23 年度の年度末におきましては、各種基金からの短期的な借り入れだけでは対応が困難と思われる著しい資金不足のおそれがありました。そのようなことから、予算で定める一時借入金の最高額を 5 億円から 30 億円に引き上げ、市中銀行等からの一時借入金を 30 億円まで可能となるような補正を行ってまいりました。結果として、災害廃棄物関係の国庫支出金の概算交付、臨時財政対策債の借入れ時期を例年よりも早めることなどにより、著しい資金不足は生ぜず、宮城県から 4 億円を無利子で借入れただけで、市中銀行等からの借入れは行いませんでした。

次のページをお願いいたします。

一般会計の決算、歳入の部になります。

歳入は、13 ページの中ほどに記載している区分のとおり、大きく自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源は、前年度に比べると 2 億 3,559 万 1,000 円、2.6%減の 89 億 9,921 万 5,000 円。一方の依存財源は、194 億 7,927 万円、180.5%増の 302 億 7,063 万 8,000 円となっております。構成比でも、自主財源は 23.1 ポイント減、依存財源は同じく増となっております。その構成比も大きく変化するところとなっております。

このうち自主財源につきましては、平成 23 年度の基金の再編等の一環として行った土地開発基金 10 億円の財政調整基金及び市債管理基金への積みかえに伴い、決算上、土地開発基金繰入金の 10 億円などが収入として認識されたため、実質的な収入となっていない数値が歳入決算額に含まれることとなりました。このことを考慮に入れていただいても、実質的には自主財源は 12 億円超の減少、構成においてもさらに縮小するということになっております。

ここで、13 ページの下の円グラフをごらんいただきたいんですが、自主財源をより詳細に見てみると、自主財源の構成も大きく変化していることがわかるかと思えます。自主財源のうち最も大きい割合を占める市税に注目しますと、前年度と比べると22億2,364万2,000円の大幅な減、構成比では22.6ポイントの低下となっております。自主財源全体での減少が2億3,559万1,000円であることからすると、その減少額がいかに大きく異様なものであるか、おわかりいただけるものと思えます。

別の見方をしますと、それほどの市税の大幅な減少にもかかわらず、自主財源全体での減少を2億3,559万1,000円に食いとめている収入が存在していることを意味しています。構成比の大きなところでは、繰入金、繰越金、諸収入などが挙げられ、いずれも前年度と比べて増加していることがわかります。

次のページをお願いいたします。

市税の状況でございます。前年度と比べて大幅に減少した市税の状況を見ますと、14 ページ上のグラフに記載のとおり、市たばこ税で約4,800万円が増加しているのみで、ほかは軒並み減少しています。とりわけ大幅な減少となっているのが固定資産税の約13億3,600万円、次いで市民税の約6億5,400万円、都市計画税で約2億6,900万円の減となっております。これらの減少は、後ほど説明させていただきますが、地方税法の改正により、被災した土地・家屋への課税が免除されたこと、条例の規定に基づいて被災した納税義務者等に対して市民税等を減免したことなどが大きく影響しております。

それでは、次のグラフをごらんください。

市税以外の自主財源の状況をまとめたものでございます。市税以外の自主財源では、前年度と比べて、繰入金、繰越金、諸収入、寄附金の順で大きく増加しております。繰入金は、前年度と比べて10億3,448万8,000円、375.1%増の13億1,029万8,000円となっております。繰入金の主な増要因は、グラフの下のほうに記載しているとおりですが、そのほかに前年度と比べて増加してはいないものの金額的に決算額が大きかったものとしては、地域活性化公共投資臨時基金繰入金があります。これは、平成23年度においてその全額である1億5,139万9,622円を繰り入れ、基金を廃止しております。また、さきに申し上げましたように、土地開発基金繰入金の10億円は財政調整基金、市債管理基金に積みかえるために、一旦、歳入歳出予算に計上され決算されたものでございます。したがって、実質的な歳入の増加にはつながっておりません。

続いて、繰越金は、前年度と比べて5億4,290万5,000円、379.2%増の6億8,608万1,000円となっております。主な増要因として下のほうに事故繰越を挙げておりますが、これは平成22年度からの事故繰越となった事業の財源で、平成22年度の時点で既に収入されていたものを意味することとなります。

続いて、諸収入は、前年度と比べて3億1,921万5,000円、48.5%増の9億7,742万6,000円となっております。主な増要因は、14 ページ下に記載のとおりでございますが、東日本大震災復興宝くじ市町村交付金は復興財源を集めるために発行された宝くじの収益金が配分されたものになります。

最後に、寄附金は、前年度と比べて1億6,365万9,000円、931.7%増の1億8,122万6,000円となっております。その中では、本市の復旧・復興事業のため全国からお寄せいただいている震災復興寄附金の増加が最も大きくなっております。また、社会福祉事業費寄附金、教育費寄附金も大きく増加しておりますが、震災による被災地支援の意向もあったものと考えられます。ちなみに、この2つの寄附金は、そのような意向と指定寄附とし

て指定された分野を尊重し、それぞれ子供関連施設の発電機その他防災備品の購入や中学校の楽器整備などに使わせていただいております。

次に、依存財源の説明をさせていただきます。

15 ページの上の円グラフをごらんください。

これは、依存財源の構成をあらわしたものでございます。その中で地方交付税は、前年度と比べると、構成比にして 3.2 ポイント低下しておりますが、金額にすると約 46 億 6,000 万円の増となっております。金額的にこれほどの大幅増であるにもかかわらず構成比でポイントを下げている理由といたしましては、国庫支出金の増加が地方交付税の増加よりもはるかに大きかったことが上げられます。

続いて、その下のグラフをごらんください。

このグラフは、主な依存財源の状況をあらわしたものでございます。依存財源では、前年度と比べて、国庫支出金、地方交付税、県支出金、市債の順で大きく増加しております。

国庫支出金は、前年度と比べて 110 億 1,249 万 3,000 円、349.7%増の 141 億 6,168 万 5,000 円となっております。主な要因はグラフの下のほうに記載したとおりになりますが、災害廃棄物処理事業費補助金が国庫支出金の約 6 割を占めております。これに次いで大きな割合を占める東日本大震災復興交付金になりますが、これは一旦、全額を東日本大震災復興事業基金に積み立て、それから複数年度にわたって復興交付金事業に充当していくこととなります。

続いて、地方交付税は、前年度と比べて 46 億 5,854 万 7,000 円、149.4%増の 77 億 7,581 万 7,000 円となっております。地方交付税の詳細につきましては後に説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきたいと存じます。

続いて、県支出金は、前年度と比べて 35 億 3,331 万 4,000 円、310.7%増の 46 億 7,070 万 3,000 円となっております。主な増要因は、これもグラフの下のほうに記載のとおりですが、宮城県から交付された震災復興基金交付金につきましては東日本大震災復興基金に全額を積み立てており、複数年度にわたって復旧・復興事業に充当する財源として活用されることとなります。また、地域環境保全特別基金事業補助金は、太陽光発電導入事業などにも充当されておりますが、そのほとんどが災害廃棄物処理関係の事業に充当されております。

続いて、市債につきましては、前年度と比べて 3 億 1,729 万円、12.9%増の 27 億 7,089 万円となっております。主な増要因は、記載のとおり、災害援護資金貸付金になりますが、これらは宮城県からの無利子での借り入れになります。

以上のように見てまいりますと、当然のことですが、依存財源の増要因のほとんどが震災関係の事業に充当される財源であることが改めてわかるかと思えます。

次のページをお願いいたします。

市税等の収入状況につきましては、収納課長から御説明申し上げます。

○木村収納課長

それでは、市税等の収納状況について説明させていただきます。

平成 23 年度の決算額は、前年度に比べ 22 億 3,834 万円、率にして 29.23%の減で、54 億 1,996 万円となり、東日本大震災による減免措置等の影響により大幅な減額となっております。

内訳といたしましては、上段の表になりますが、減免が行われました市民税が対前年比 79.01%、固定資産税が 59.59%、都市計画税が 59.70%と大きく減額となっており、多くの車両が被災したことによりまして軽自動車税におきましても 84.50%と減額となっております。

一般税以外につきましては、表に記載のとおりでございますけれども、市営住宅関係を除き、震災による減免措置が行われた税目においても同様の傾向となっております。

下段に市税決算額の推移を記載してございます。平成 19 年度の税源移譲により市税におきましては増額となりましたが、20 年に発生したリーマンショック後、減額となりまして、23 年度は震災の影響で対前年比マイナス 29.2%と大きく減額となっております。

次に、17 ページをごらんください。

平成 23 年度の調定額は、震災により減免措置等が行われましたことから、一般税の現年度分で、前年と比較しまして 23 億 4,330 万円の減額となっております。市税の収納率は、現年度分合計で 98.17%、前年度比 0.26%増、滞納繰越分の合計で 28.65%、前年度比 6.98%増と向上いたしました。全体では 92.71%、対前年度比 1.34%減という形になってございます。滞納繰越分の収納率が大きく向上いたしましたけれども、これは震災による減免を受けられた方が滞納繰越分を納入されたことが主な要因であると考えられます。

なお、一般税以外につきましても同様の傾向となっておりますので、御参照願いたいと思います。

収納率の他の自治体との比較についてですけれども、各自治体とも震災による被災の状況がございまして単純な比較はできませんけれども、市部の収納率では、岩沼市、仙台市に次ぎまして本市は 3 番目という状況になってございます。

下段に収納率と滞納額の推移を記載してございます。滞納額は翌年度への繰越額でございます。22 年度まで滞納額が増加傾向にありましたが、本年度は 4 億 938 万 6,000 円となり、対前年比で約 5,300 万円の減額となっております。

23 年度につきましては、震災の影響もあったことから督促状等につきましては 8 月以降から発送しておりました。また、納税相談等におきましても、被災状況を聞き取り、個別のケースごとに実情の把握に努めながら納付指導を行ってまいりました。

また、23 年度は、震災による減免措置や雑損控除等によりまして税額の更正、そういったものが非常に多く出まして、歳入歳出還付とあわせて一般税で前年度と比べ件数で約 4 倍の 8,094 件、金額で約 6.3 倍の 3 億 5,491 万 8,000 円ほどの還付を行っておりました。しかし、結果的に 855 件、1,714 万 2,000 円ほどの還付未済が生じていることがございます。表につきましては、収納の額は還付未済を差し引いた額で記載させていただいております。

次の 18 ページをごらんいただきたいと思います。

不納欠損の状況について御説明申し上げます。

税につきましては 100%の収納を目指したいところでございますけれども、さまざまな事情により、どうしても収納できないものにつきましては、滞納処分の執行停止、さらには不納欠損処分を行っております。23年度は、一般税で 315 件、1,668 万 4,926 円の不納欠損処分を行っております。

その内訳としましては、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定によるもので、財産なし、生活困窮等の理由により執行停止の 3 年を経過したものについては 62 件で、571 万 3,254 円でございます。

次に、法第 15 条の 7 第 5 項の規定によるもので、滞納処分できる財産がなく、即時に欠損したもの、具体的には、本人が死亡し相続財産がないなどの場合でございますけれども、これについては 17 件、145 万 6,504 円でございます。

最後に、法第 18 条第 1 項の規定によるもので、法定納期限から消滅時効期間の 5 年を経過したものにつきましては 236 件で、951 万 5,168 円でございます。

一般税以外については表の下段に記載のとおりでございますので説明を省略させていただきますが、後期高齢者保険料、介護保険料の時効につきましては、消滅時効が 2 年となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○郷家税務課長

続きまして、19 ページをお願いいたします。

東日本大震災に係る課税免除、条例減免の状況について御説明申し上げます。

東日本大震災では、広範な地域に大規模な被害が生じたことから、これまでも複数回にわたりまして所得税法や地方税法等の改正が行われ、震災被害に対する税制上の特例措置が講じられてまいりました。平成 23 年 4 月の地方税法の改正では、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内に所在する土地及び家屋について、平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税を免除することとされました。

本市における固定資産税及び都市計画税の課税免除の状況は、19 ページの上の表、地方税法附則第 55 条の規定に基づく課税免除の表にお示ししているとおりでございます。土地にあつては 6,255 筆、家屋にあつては 6,037 棟が対象となり、固定資産税と都市計画税を合わせた課税免除額は 14 億 6,533 万 4,000 円となりました。

なお、この固定資産税及び都市計画税の課税免除に関しましては、平成 23 年 12 月の地方税法の改正によりまして平成 24 年度においても引き続き継続されることとなり、本市においても平成 23 年度と同じ区域の固定資産税及び都市計画税の課税免除を行っております。

また、本市では、法律による震災被害に対する税制上の特例措置が及ばなかった個人市民税や法人市民税、償却資産の被害や津波被害区域以外における被災家屋などを対象に、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例を制定いたしまして、被災された方や事業所の税負担軽減を図ってまいりました。この条例に基づく減免の状況をまとめましたのが下段の表、条例に基づく税の減免の表でございます。個人市民税につきましては、6,139 人の方が対象となり、減免額は 2 億 5,097 万 8,000 円となりました。法人市民税につきましては、767 法人、8,948 万 4,000 円が減免対象となりました。ま

た、固定資産税、都市計画税につきましては、土地では48筆、69万7,000円、家屋では1,614棟、2,596万6,000円、償却資産では223件、1億4,237万1,000円が減免対象となり、固定資産税、都市計画税の合計では1億6,903万4,000円の減免となっております。

市民税の減免と合わせますと、条例に基づく減免額は5億949万6,000円となり、法律に基づく課税免除額と合わせると、19億7,483万円となったものでございます。

なお、国民健康保険税や使用料、手数料等の減免の実施状況につきましては、114ページの市税使用料等減免の概要を御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

減免の状況につきましては以上でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、20ページをお願いいたします。

平成23年度における地方交付税の状況について御説明申し上げます。

平成23年度における地方交付税の全体的な特徴のうち大きなものとしていたしましては、震災復興特別交付税が設けられたこと、それと大規模災害等の発生時における特別交付税の特例交付が行われたこと、この2点が上げられます。

交付額につきましては、普通交付税では、前年度と比べて2,920万1,000円、1.1%減の27億388万1,000円。特別交付税で、11億9,071万円、309.9%増の15億7,489万8,000円、震災復興特別交付税で、34億9,703万8,000円の皆増となっております。このことにより、地方交付税全体といたしましては、前年度と比べると46億5,854万7,000円、149.4%増の77億7,581万7,000円となっております。

次に、普通交付税についてですが、全国での交付総額が決まっていることもあり、被災団体における特別な状況をそのまま反映させると交付額の算定に大きな影響を及ぼすこととなり、地方交付税の持つ標準的な行政水準を確保するための財源の調整機能が損なわれることとなります。そのようなことから、被災団体以外の団体への影響が生じないように、震災によって影響を受ける算定項目に必要な調整が加えられ、通常ベースでの算定が行われております。

20ページ下のグラフをごらんいただくと、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額、基準財政収入額などが大きく増減していないことがわかると思います。なお、白抜きで三角形であらわしておりますマーカーのついている折れ線グラフになりますが、普通交付税の交付額になり、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額をもとに算定されてございます。

また、参考として、財政力指数の推移をバツ印のついた折れ線であらわしております。財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3カ年の平均値ということになります。

続いて、次のページの上のグラフについてですが、こちらは普通交付税と臨時財政対策債の推移をあらわしたものです。臨時財政対策債が基準財政需要額の一部を振りかえたもので、後の元利償還金の全額に交付税措置があることなどから、これらを合わせて実質的な交付税という捉え方もなされております。

臨時財政対策債の発行可能額の配分は、人口基礎方式と財源不足額基礎方式の2つの算定方法により算定されますが、平成23年度からの3年間で人口基礎方式を廃止し、財源不

定額基礎方式に移行されることとなります。この財源不足額基礎方式は財政力に応じて増加する計算方法となるため、本市における影響としては、臨時財政対策債の算定には有利となるものの普通交付税の算定には不利に働くものと考えております。

平成 23 年度におきましては、前年度に比べると、全国での配分額が市町村分で約 20%減となりましたので、その影響が大きく、ごらんのとおり減額となったものと考えられます。

次に、21 ページの中ほどの表をごらんください。

先ほど普通交付税の交付額は通常ベースにより算定されている旨の説明をさせていただきましたが、平成 23 年度におきましては、その交付方法に特徴がございました。普通交付税は、4 月、6 月、9 月、11 月の年 4 回に分けて交付されますが、平成 23 年度における 4 月、6 月、9 月の交付額は、それぞれの次の回に交付されるべき交付額の一部が繰り上げて交付されております。被災団体の資金不足に対する国の配慮がうかがわれるものと思えます。

最後に、後ほど御参照いただきたいんですが、平成 23 年度の普通交付税の算出資料を主要な施策の成果に関する報告書のその 2 の 305 ページに掲載させていただいております。平成 23 年度交付額の算定内容、平成 22 年度の算定内容からの増減などの確認に御利用いただきたいと存じます。

次にまいります。

報告書の 21 ページにお戻りいただきたいと思えます。

次に、特別交付税についてでございますが、平成 23 年度から、2 月、3 月の定例交付に加えて、地方自治体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、その都度、交付額、交付時期を決定することができる特例交付の制度が設けられました。また、後に震災復興特別交付税に振りかわる項目もございまして、定例交付におきましても東日本大震災分の交付額が震災分として算定され、交付されております。

21 ページ下のグラフは特別交付税の推移をあらわしたものでございますが、区分名がなく数値のみが記載されているものが通常の定例交付分になります。平成 23 年度のグラフにある特例交付震災分が東日本大震災による特別な財政需要とされて算定された部分になります。

次のページをお願いいたします。

上の表は、特別交付税の交付時期、交付額等をまとめたものでございます。4 月、9 月に交付されたものが特例交付で、合計 8 億 1,450 万 1,000 円となります。この特例交付の一部の算定方法は、個別具体的な事業費について算定されたものではなく、震災による死者・行方不明者数、それと被災家屋数などをもとに、一定の計算方法に基づいて算定されております。

次に、震災復興特別交付税についてでございますが、これは平成 23 年度に設けられた地方交付税の 1 つで、国の第 3 次補正で初めて予算化されたものでございます。その目的は、1 つには、東日本大震災に伴う収入減少を補填すること、もう 1 つは、復旧・復興事業の実施に必要な地方負担を実質的になくすことということになります。

震災復興特別交付税は、交付を受けた団体からしますと、地方交付税の一種であることから、予算経理上は一般財源として区分されることとなります。しかしながら、普通交付税

などとは異なり、市税などの各個別の収入の減少見込み額や各個別の災害復旧事業、それと復興事業の事業費の見込み額をもとに算定されているため、後に精算を伴うこととなるものでございます。

したがいまして、平成 23 年度におきましては概算交付ということになり、減収額や復旧・復興事業の事業費の確定などに伴い、交付額が不足していれば後年度において追加交付が、過剰であれば後年度に交付されるべき額との相殺あるいは国庫返還などが行われることとなります。

22 ページ下の表は、平成 23 年度における算定内容をあらわしたものでございます。項目としては、地方税法等の規定に基づく減収分が最も大きく算定されておりますが、これは震災に対応するために行われた地方税法等の改正による減収分を補填するもので、具体的には固定資産税や都市計画税などの課税免除や雑損控除の特例などによる市民税の減少などの歳入欠陥分の補填を意味しております。

次いで、条例減免による地方税等の減収分が大きいものになりますが、これは本市の条例の規定により被災者等に係る市税や使用料・手数料、それと負担金・分担金などの減免を行ったことによる歳入欠陥分の補填を意味しております。

全体的には、円グラフからも読み取れますように、減収の補填のための交付額と地方負担の解消のための交付額とでは圧倒的に減収の補填のための交付額が大きく、全体の約 3 分の 2 を占めております。一方の地方負担の解消のための交付額は、11 億 303 万 9,000 円であり、全体の中での構成割合こそ大きくはありませんが、災害復旧事業に対する国庫補助の補助率などが通常よりも高くなっており、そもそもの地方負担額の増加が抑制されていることも考慮に入れて考える必要があるものと捉えております。

次のページをごらんください。

平成 23 年度における市債の状況について御説明申し上げます。

上の表をごらんいただきたいんですが、市債残高は平成 22 年度末で 214 億 6,605 万 3,209 円であったところ、平成 23 年度中に 27 億 7,089 万円を新たに借り入れ、19 億 7,180 万 674 円の元金の償還を行ったため、平成 23 年度末には、平成 22 年度末から約 8 億円の増、222 億 6,514 万 2,535 円となっております。

平成 23 年度に借り入れをした大きなものといましては、臨時財政対策債、そして民生債のうち災害援護資金貸付金が上げられます。また、23 年度におきましては、地方公共団体金融機構からの借入金を使って整備した施設のうち東日本大震災によって被災した施設について、保証金なしでの繰上償還が認めれたところとございました。本市におきましても対象となる施設がございましたので、今後の支払い利息の軽減を図るため、未償還元金の繰上償還を行うこととし、その財源として、より利率の低い借換債を発行することといたしました。なお、本市では、道路事業に係る 4 件の借り入れ、市営住宅建設事業に係る 1 件の借り入れが対象となっております。詳細につきましては、23 ページ下の表をごらんいただきたいと存じます。

次のページをお願いいたします。

24 ページのグラフは、過去 10 年間の市債残高の推移をあらわしたものです。市債残高は平成 15 年度から減少傾向にあったところですが、平成 20 年度を境に増加傾向に転じております。



また、同じグラフ中に臨時財政対策債の残高を折れ線グラフで表示しておりますが、臨時財政対策債の残高は右肩上がりに増加しており、平成 23 年度では市債残高全体のうちの約 30%以上を占めるまでになっております。

次のページをごらんください。

平成 23 年度における基金の状況について御説明申し上げます。

平成 23 年度における基金に関する大きな動きは、基金の再編等と基金の新設を行ったことが上げられます。

初めに、基金の再編等の概要としましては、25 ページ上の図にまとめておりますが、土地開発基金を取り崩し可能な基金とし、財政調整基金、市債管理基金への積みかえを行ったこと、長寿社会対策基金を廃止し、その全額を市債管理基金に編入したこと、生涯学習推進基金を果実運用型基金から取り崩し型基金に変更したことなどになります。

次に、基金の新設につきましては、25 ページの中ほどの表になりますが、東日本大震災からの復旧・復興に向けての財源を管理するための基金として東日本大震災復興基金、それと東日本大震災復興交付金事業基金をそれぞれ平成 23 年 12 月、平成 24 年 3 月に設置いたしました。詳細につきましては、中ほどの表に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

なお、東日本大震災復興基金は、全国からお寄せいただいた震災復興寄附金を原資の一部としておりますが、平成 23 年度におきましては、被災した地区集会所の災害復旧事業への補助金交付など寄附をいただいた方の御厚志に応えるため、予算段階ではさまざまな事業の充当を予定しておりました。しかしながら、そのような事業のうち震災復興特別交付税を初めとする国の財政支援などの活用が可能であるものが明らかとなってまいりましたので、国の財政支援などを活用できるものはこれを優先して活用し、寄附金については次年度以降の事業に有効に活用させていただくことといたしました。結果といたしまして、25 ページ下の表にまとめた 2 つの事業を平成 23 年度における復興基金に係る基金充当事業とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

こちらのグラフは、基金残高の全体像あらわしたものでございます。5 月末日時点での数値でお示しております。そもそも、基金には会計年度の概念は存在しないものですが、基金への積み立て、基金からの繰り入れは歳入歳出予算を通して行われるものですので、基金と歳入歳出決算額との関係を重視し、出納整理期間内の現金等の動きも考慮に入れて、5 月末日時点の数値で記載させていただいております。

平成 24 年 5 月末における基金残高は約 115 億 6,000 万円で、土地開発基金の保有する土地を除いた現金額では約 110 億 9,000 万円となります。現金額で見ますと、前年 5 月末における基金残高に比べて 50 億 8,000 万円、84.4%の増となりますが、東日本大震災復興基金、東日本大震災復興交付金事業基金の新設に伴う増加が主なものでございます。

○深谷委員長

ここで、10 分間の休憩を行います。再開は 11 時 15 分。

午前 11 時 05 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 開議

○深谷委員長

それでは、皆様おそろいでございますので再開したいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、一般会計の決算、歳出の部について説明をさせていただきます。

資料の 28 ページをお願いいたします。

歳出決算額の規模につきましては前年度の約 2 倍となり、そのままでは概要の把握が困難となりますので、震災関連経費とそれ以外の経費を通常経費として区分し分析することにより歳出決算の概要の把握に努めることといたしました。

震災関連経費につきましては、震災からの復旧・復興事業にかかった経費、災害救助法の規定に基づく災害救助時にかかった経費、震災による被災者の支援をするためにかかった経費、その他、震災がなかったならば生じなかったと考えられる経費を区分することとしております。これは、平成 23 年度における各補正予算案の資料として一覧表にして提出してまいりました震災関連経費の考え方と同様のものになります。

ここで、恐れ入りますが、報告書の 80 ページをお願いいたします。

80 ページから 83 ページにかけての表は、各補正予算案の資料として提出してまいりました震災関連経費の一覧表をもとにして、各事業の決算額とその財源内訳をまとめたものでございます。震災関連経費の表は、もともとは補正予算案の資料で、補正予算に絡むものをその都度追加して作成してまいりましたものでございますが、今回決算の認定を迎えるに当たり、広く震災関連事業の全体像を把握するために、緊急対応として予備費を充用して設けた事業や事業費を伴わない事業などを追加することとし、それぞれ予備費の充用先や事業内容と関連のある款に新たに搭載することとしたものでございます。その結果としては、平成 23 年度における震災関連事業として位置づけられた事業は、全部で 107 事業となっております。

続いて、この表の見方について留意いただきたい点を申し上げたいと思います。

初めに、事業についてですが、経常的に行われている事業であっても、その一部に震災関連経費が含まれている場合には、当該部分を区分して、この表に搭載することとしております。そのため、この表に記載の決算額と当該事業全体の決算額とは一致しないものも幾つか含まれてございます。御承知いただきたいと存じます。

次に、財源内訳の基金繰入金につきましては、82 ページ、74 番の部分になりますけれども、埋蔵文化財緊急調査事業、復興交付金分につきましては、東日本大震災復興交付金事業基金繰入金が充当されているものを除いて、全てに東日本大震災復興基金繰入金が充当されております。

次に、財源内訳のその他につきましては、記載されている特定財源以外の特定財源を集めたもので、例えば寄附金それと前年度繰越金などが区分されております。

最後に、一般財源の内書きとして震災復興特別交付税の欄を設けてございますが、平成 23 年度におきましては概算額で交付されていることから、あくまでも交付対象となり得ると判断した額を記載させていただいております。この数値につきましては、参考としてごらんいただきたいと存じます。

恐れ入ります、それでは報告書の 28 ページにお戻りいただきたいと存じます。

28 ページの中段の表につきましては、歳出決算額を目的別に震災関連経費と通常経費を分離し、なおかつ平成 23 年度と平成 22 年度を比較したものでございます。表の右側の列が平成 23 年度と平成 22 年度における震災関連経費、通常経費の比較をあらわしております。震災関連経費は当然増加しており、通常経費については、款によっては減少しているものもありますが、全体では増加となっております。

次に、29 ページを表をごらんください。

こちらは、震災関連経費の決算額と財源内訳を目的別に集計したものでございます。

また、同じページの下の円グラフは、震災関連経費の目的別の構成をあらわしたものでございます。最も大きいのが災害復旧費の 80 億 9,521 万 3,000 円で、構成比 71.1%、次いで民生費の 13 億 9,892 万 2,000 円で、構成比 12.3%、次いで諸支出金の 7 億 6,793 万円で、構成比 6.7%となっております。災害復旧費には本来公共施設の災害復旧費を計上することとされておりますが、本市の予算編成においては、過去の事例などに鑑み、また災害に係る経費を一体的に把握するため、災害廃棄物関連経費や災害復旧に係る職員人件費などの経費もあわせて計上してございましたので、必然的に災害復旧費の構成割合が震災関連経費の中で最も大きくなることとなっております。

次のページをお願いいたします。

上の円グラフは、その災害復旧費の構成をあらわしたものでございます。災害復旧費の中で最も大きい割合を占めるのは災害廃棄物撤去事業、災害廃棄物回収事業、被災家屋解体事業などの災害廃棄物関係経費で、70 億 6,880 万円、構成比にして 87.3%になります。このことから復旧・復興に向けて災害廃棄物の撤去などにいかに力を注いだかがわかるかと思えます。

なお、災害廃棄物関係経費は、震災関連経費の 62.1%、歳出決算額全体の 18.8%を占めております。

また、災害復旧費の中で 2 番目に大きな割合を占めるのは公共施設災害復旧関係費で、8 億 7,502 万 7,000 円、構成比にして 10.8%になりますが、道路、公園の順で大きくなっております。

公共施設災害復旧関係経費の決算額が思ったよりも少ないような印象を受けるかもしれませんが、国による災害査定のととの関係などにより、平成 23 年度に決算することができない事業も多数ございました。金額にして 5 億円以上の事業費を翌年度に繰り越しております。

次に、ページ中ほどの震災関連経費の財源構成のグラフをごらんください。

災害関連経費の財源の大きさは、国庫支出金の 65 億 3,692 万 6,000 円で、構成比 57.4%、県支出金の 25 億 1,075 万 1,000 円で、構成比 22.0%、一般財源の 14 億 7,505 万円で、構成比 13.0%、市債の 7 億 6,709 万円で、構成比 6.7%の順となっております。

震災関連経費の財源として市債を発行しているのは、諸支出金の災害援護資金貸付金だけです。その他の財源には市債を充ててはおりません。すなわち、震災関連経費には、災害援護資金貸付金を除き、将来負担となる財源は用いていないということになります。

また、国庫支出金、県支出金を合計しますと、その災害関連経費の財源に占める割合は 8 割弱となります。さらに、一般財源 13.0%の中には、確定額ではないものの相当額の震災

復興特別交付税、さらには特別交付税の特例交付などが含まれていることとなります。このことから、震災関連で必要となった事業費に対して国、県による財政支援がいかに大きなものであったかがわかるかと思えます。

ここで、震災関連経費に対する最終的な市の負担について、若干の考察を加えたいと思います。

30 ページ下の表になりませうか、これは震災関連経費の一般財源のうちの震災復興特別交付税とそれ以外を区分してあらわしたものでございませう。

震災復興特別交付税について説明させていただきますと、さきにも申し上げましたように、震災復興特別交付税は一般財源として交付されてはいるものの、実質的には国庫補助金などと同様に対象事業の確定に伴い精算されるものでございませう。したがって、繰り返しになりますが、現時点では概算交付されているものであり、ここに記載の数値はあくまでも対象経費として交付対象となり得る額と判断し、参考として記載させていただいているものであるということをお理解いただきたいと存じます。

平成 23 年度に概算交付された震災復興特別交付税のうち地方負担の解消分は約 10 億円でございませう。この額は、総務省における交付額の算定作業の際に行われた対象事業費等の調査期日の関係で、もともと本市の最終予算額における交付見込み額を超過してございませうが、30 ページ下の表に記載の震災復興特別交付税の見込み額と比較しましても、3 億円弱が超過交付されていると見ることがございませう。

しかしながら、震災復興特別交付税の対象事業の中には翌年度繰越事業もあり、総務省において算定された時点では繰越事業となるか否かは明らかではありませうでしたので、概算交付をされている震災復興特別交付税の一部を繰越財源として見ておく必要があると考えられませう。

平成 23 年度から平成 24 年度への繰越事業の繰越財源は、6 月定例会で報告させていただいた繰越計算書の数値からすると約 4 億円で、そのうち震災復興特別交付税の対象となる事業の一般財源分は約 3 億円であらうと見込まれてございませう。

以上のようなことから、単に概算交付額の総額と本市の交付見込み額の総額を比較すると、結果としてはたまたま近い数値とはなっておりますが、個別の対象事業単位での交付額の確認をしてみますと、実際には概算交付額と本市の交付見込み額のそごは大きくなっているため、全体として現金としては足りていても財源としては充当し切れていない、不足しているなどということもあり得ると思われませう。いずれにしましても、震災復興特別交付税は概算交付されてあり、最終的に対象事業費に対して過不足のないように精算されるものであることからしますと、現時点では財源の充当状況を云々することは余り益のないことかもしれないと考えてございませう。

一方、表のその他欄に含まれることになる財源につきましては、特別交付税のうち個別算定項目として明らかにされているものは当然にその他のところに充当されるべきですが、さらには震災に関連して特別に収入されることとなった一般財源が充当されるべき財源としてイメージされることと思われませう。このような財源といたしましては、1 例として、特別交付税の特例交付の一部、同じく定例交付のうち震災分の一部、さらに全国市有物件災害共済からの地震災害見舞金、宮城県市町村振興協会からの災害対策支援金などが上げられ、仮に今申し上げたものだけを積み上げたとしても 10 億円を超える額となります。

表のその他の財源は震災復興特別交付税の額の増減に左右されることとなりますが、平成 23 年度におきましては実質的に財政調整基金を取り崩すことなく多くの決算剰余金が生じ

ていることなどからしますと、震災関連経費に対する最終的な財源内訳はともかくとして、少なくとも現時点では市の持ち出しは生じていないと捉えるのが適当であると考えております。

なお、震災関連経費に対する市の最終的な負担につきましては、震災関連事業の進捗とともに今後検証を行っていく必要があるものと考えております。

それでは、次のページをごらんください。

震災関連経費と対になる通常経費の状況についてでございます。

通常経費全体で見ますと、前年度と比べると70億8,902万2,000円、37.2%の増となります。目立って増加しているのは総務費で、62億5,287万7,000円、315.9%の増となっております。これは基金の再編や新設によるもので、基金への積み立てを行う際には歳出予算に計上しなければならず、総務費を計上して支出されることとなりましたので、形式的に総務費が大幅に増加したこととなるものでございます。このような特に目立つ特殊な要因を単純に除いて見た場合、通常経費は前年度と比べると約8億円増加していることとなります。

平成23年度は震災の影響などにより実施を取りやめた事業もあり、復旧・復興事業などの震災関連経費が多額にのぼったこともあって、通常経費は前年度から減少しているような印象を受けますが、全体的に見ますと、結果としては決算額ベースはやや増加したということが言えます。

その要因としましては、土木費関係では、前年度からの継続事業で用地買収や移転補償などの高額支出があったこと、民生費では、新たに2カ所の私立保育園に対する運営費負担金が生じたこと、教育費関係では、天真小学校校舎耐震補強事業のように事業完了間近で事故繰越となった事業の支払いが23年度に行われたこと、公債費関係では、平成19年度に財政融資資金から借り入れた臨時財政対策債、平成21年度に借り入れた減収補填債などの比較的大きな市債の償還が開始されたことなどが上げられます。

しかしながら、教育費関係でも取り上げましたように、前年度からの繰越事業の決算額が大きかったということも考慮に入れますと、後ほど10ページで御確認いただきたいと存じますが、実際には平成23年度の歳出決算額における前年度繰越分が前年度と比べて約8億9,000万円多く、そのほとんどが通常経費でございましたので、実際には通常経費は前年度並み、あるいはやや減少したという見方も可能であると思われま

す。なお、通常経費は、議会費、民生費、農林水産費、土木費、教育費などで増加しておりますが、その主な増要因は報告書31ページに記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で一般会計の決算歳出の部の説明を終わらせていただきます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、次のページ、32ページをお開きください。

32ページからは一般会計を中心としたその他の部の決算全般にかかわる事項を説明させていただきます。

初めに、行政改革の取り組みについて申し上げます。

行政改革につきましては、行政の活動全般にかかわるものではございますけれども、今回こちらには2点掲載させていただきました。職員定数の推移及び組織体制の整備について御説明を申し上げたいと存じます。

職員定数の管理につきましては、平成16年5月に策定いたしました20年にわたる長期計画である適正定員管理指針及びその実施計画として策定した行財政改革アクションプランに基づきまして適正化に努めてきたところでございまして、平成23年4月1日現在では、計画値に比べまして3名の減となっております。震災後、本市の復旧・復興のため全国各自治体から御支援を賜り、また自治法派遣をいただいているところでございますけれども、職員定数は各年度4月1日現在で管理をいたしておりますことから、この表の数字にはまだ含まれておりません。

今後の職員定数の方針といたしましては、平成24年第1回臨時会におきましても御説明を申し上げますが、引き続き不断の事務事業の見直し等を行いながらも、全体といたしましては、ほぼ現体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、効果的・効率的な組織づくりといたしましては、資料にございますように、震災により、あらかじめ4月1日付で予定しておりました企業立地支援室等の新設を見送りまして、震災復旧に全力を注ぐことといたしました。震災関連事業の迅速かつ適切な執行体制を整えるため、2度にわたる組織改編を行っております。

職員定数及び組織体制の整備につきまして、説明は以上でございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

隣の33ページをお願いいたします。

人件費の決算状況について説明させていただきます。

ここでは、一般会計と特別会計の人件費について一括して御説明申し上げます。

資料の上のほうに記載しておりますとおり、ここでいう人件費とは、正職員の給料等の経費と1週間当たり正職員の4分の3の勤務時間である30時間を割り振られております非常勤職員の報酬等の経費となっております。

職員数につきましては、前年度決算時と比較し、正職員は9名の減、非常勤職員は8名の増となっております。

最初に、表の説明の仕方でございますが、表の左から平成23年度のAの欄が予算現額、その右隣のBの欄が決算額、その隣、A-Bの欄が差し引きとなり、またその隣、A分のBの欄が予算現額に対する執行率の順番で御説明を申し上げます。

なお、今回から平成22年度決算額、比較増減、伸び率をそれぞれ掲載させていただいております。

初めに、一般会計でございますが、1節報酬につきましては、非常勤職員97名分に係る人件費でございます。

予算現額1億8,879万5,000円に対しまして決算額1億8,059万3,337円、差し引き820万1,663円で、予算現額に対する執行率95.66%であります。

次に、2節給料から19節自治法派遣職員負担金までにつきましては、これは特別職と自治法派遣職員を含む405名分の人件費でございます。

2 節給料では、予算現額 14 億 9,876 万 1,000 円に対しまして決算額 14 億 8,534 万 4,260 円、差し引き 1,341 万 6,740 円であり、執行率 99.10%でございます。

次に、3 節職員手当等では、予算現額 9 億 9,536 万 5,000 円に対しまして決算額 9 億 6,337 万 7,748 円、差し引き 3,198 万 7,252 円で、執行率 96.79%でございます。

4 節共済費では、予算現額 5 億 2,027 万 5,000 円に対しまして決算額 5 億 1,499 万 3,519 円、差し引き 528 万 1,481 円で、執行率が 98.98%となっております。

19 節退職手当組合負担金では、予算現額 3 億 3,397 万 1,000 円に対しまして決算額 3 億 3,280 万 9,276 円、差し引き 116 万 1,724 円で、執行率 99.65%となっております。

同じく 19 節に自治法派遣職員負担金がございますけれども、こちらは予算現額 2,981 万 7,000 円に対しまして決算額が 1,937 万 1,141 円で、差し引き 1,044 万 5,859 円で、執行率 64.97%になってございます。執行率が 60%台と低くなっておりますけれども、これは予算上は 9 名で予定しておりました自治法派遣職員数が実績としまして 4 名となったことによるものでございます。

以上によりまして、一般会計の総額は、計の欄でございますけれども、予算現額 35 億 6,698 万 4,000 円に対しまして決算額 34 億 9,648 万 9,281 円で、差し引き 7,049 万 4,719 円となりまして、執行率 98.02%となるものでございます。なお、前年度平成 22 年度決算額と比較いたしまして、4,445 万 5,451 円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、国保特会に携わる正職員の人件費につきましては一般会計に計上してございますので、ここでの計上はございません。非常勤職員 5 名分の人件費決算となっております。

国民健康保険特別会計、計の欄でございますが、予算現額 1,380 万 5,000 円に対しまして決算額 1,314 万 4,917 円、差し引き 66 万 83 円で、執行率 95.22%でございます。対前年度決算額に比べ 96 万 9,993 円の増額となっております。

次に、介護保険特別会計は、計の欄になりますが、正職員 2 名、非常勤職員 2 名の 4 名分の人件費でございます。予算現額 1,561 万 1,000 円に対しまして決算額 1,533 万 5,468 円、差し引き 27 万 5,532 円で、執行率 98.24%でございます。対前年度決算額に比べ 72 万 3,974 円の減額となっております。

次に、下水道事業特別会計は、計の欄になりますが、正職員 15 名、非常勤職員 2 名分の人件費でございます。予算現額 1 億 3,186 万 8,000 円に対しまして決算額 1 億 3,078 万 8,096 円、差し引き 107 万 9,904 円で、執行率 99.18%でございます。対前年度決算額に比べ 62 万 9,993 円の増額となりました。

次に、総計の欄でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計を合わせました一番下の計の欄で説明いたします。

予算減額 37 億 2,826 万 8,000 円に対しまして決算額 36 億 5,575 万 7,762 円であり、差し引きが 7,251 万 238 円で、執行率は 98.06%でございます。前年度平成 22 年度決算額は 36 億 9,933 万 7,201 円でありましたので、比較しますと、平成 23 年度は平成 22 年度と比べまして 4,357 万 9,439 円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

34 ページと 35 ページでは、一般会計人件費を款別に前年度比較した資料を掲載させていただいております。各款ごとの説明は省略させていただきますが、ここではこのたびの震災関連の人件費について説明させていただきます。

3 款民生費及び次のページの 11 款災害復旧費について御説明申し上げます。

まず初めに、3 款民生費をごらんいただきたいと思います。3 款民生費の職員手当等の欄の決算額が 2 億 5,195 万 5,296 円となっておりますが、この中には災害救助法に基づく避難所運営や仮設住宅、それから被災住宅の応急修理対応業務などに従事しました職員に係る時間外勤務手当が 2,754 万 507 円含まれてございます。

続きまして、35 ページの下のほうの記載の 11 款災害復旧費をごらんいただきたいと思います。11 款災害復旧費は、3 款民生費で避難所運営等に従事した職員以外の災害関連業務に従事した職員の人件費を計上しております。3 節職員手当等及び 19 節自治法派遣職員負担金の執行がございまして、3 節職員手当等は自治法派遣職員に本市で直接支給した手当それから本市職員の時間外勤務手当等がございまして、決算額は 1 億 582 万 4,040 円でございます。また、19 節自治法派遣職員負担金は、本市から派遣元の自治体に負担した 4 人分の人件費でありまして、その額は決算額の 1,937 万 1,141 円となっており、災害復旧費合計で 1 億 2,519 万 5,181 円となっております。

以上によりまして、平成 23 年度における災害関連業務に係る時間外勤務手当等及び自治法派遣職員人件費の総額は 3 款民生費の一部と 11 款災害復旧費全額の合計額ということになりまして、その額は 1 億 5,273 万 5,688 円となっております。

以上で平成 23 年度における人件費の決算状況の説明を終わらせていただきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、36 ページをお願いいたします。

私債権の放棄の状況について御説明申し上げます。

御承知のように、本市では市税、保育料などのように強制的に徴収することができない債権を私債権と位置づけ、その適正な保全・管理を行うため、多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例を制定し、同条例に基づく業務執行をしているところでございます。平成 23 年度におきまして、最大限の徴収の努力をしてもなお債権回収を見込めないものと判断し、条例第 11 条の規定に基づいて債権放棄をした私債権は、市営住宅使用料、留守家庭児童学級利用料、時間延長保育サービス利用料、学校給食費実費徴収金、水道料金の 5 種類の債権でございました。

債権放棄の理由、件数、金額等につきましては、36、37 ページの表に記載のとおりでございます。

なお、平成 23 年度に放棄した私債権の総額は、前年度と比べまして 1 万 9,670 円増の 657 万 9,809 円ということになります。

以上で私債権の放棄の状況の説明を終わらせていただきます。

ここで、恐れ入ります、72 ページをお願いいたします。

72 ページの普通会計決算の概要でございます。



ここでは、例年行っております普通会計ベースでの決算の概要について、参考としてその内容をかいつまんで説明させていただきたいと存じます。

普通会計につきましては、各地方公共団体の財政状況を全国統一の基準により比較・検証できるよう調製し直したもので、平成 23 年度の本市における普通会計は一般会計と介護保険特別会計の一部から構成されることとなります。

詳細に申し上げますと、一般会計のうち各種基金利子などの歳入歳出における重複計上分、市債の繰り上げ償還に係る元金償還費とその借換債収入分を除いた部分、また介護保険特別会計のうち地域介護・福祉空間整備推進事業の部分を合わせたものが普通会計となります。金額にしますと、一般会計歳出決算額よりも 5,371 万 1,000 円少なくなることとなります。

報告書の 72 ページ上の表は、普通会計の決算の状況をまとめたものになります。若干の数字の違いはあるものの、一般会計決算で御説明申し上げましたとおりですので、詳細につきましては省略させていただきたいと存じますが、一般会計で触れなかった項目の中から幾つか補足説明をさせていただきます。

表中のアルファベットの G が記載されている積立金の 7 億 5,572 万 7,000 円につきましては、歳出決算額として財政調整基金に積み立てた額になりますが、基金の再編等に伴う土地開発基金からの積みかえ、さらに予算上の歳入超過各相当分を積み立てたものが主なものとなっております。

次に、H 欄、繰り上げ償還金の 15 万 4,000 円は、さきに市債の状況でも御説明申し上げましたが、被災施設に係る市債の繰り上げ償還を行った際に借換債の発行単位である 10 万円に満たなかったために一般財源で支出した端数分の合計額を計上しているものでございます。

次に、I 欄、積立金取り崩し額の 1,550 万 9,000 円は、財政調整基金に仮置きをして運用しておりました平成 22 年度に収入された震災復興寄附金及びその運用益を東日本大震災復興基金に積みかえるために取り崩したものでございます。決算上は財政調整基金を取り崩したことになりますが、ただいま申し上げましたように、財源不足に伴う取り崩しではありませんので、実質的な取り崩しとはなっておりません。

次に、73 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出決算額の推移と歳入決算の状況につきましては、一般会計決算で御説明申し上げました内容と同様でございますので、詳細は省略させていただきたいと存じます。

次の 74 ページをお願いいたします。

歳出目的別決算額の状況になります。

歳出の目的別決算額につきましては、さきに御説明申し上げました一般会計決算と大きく異なる内容となっております。普通会計決算は、決算統計のルールに基づいて経費の分類がなされるため、一般会計で実際に予算計上し決算した内容と異なることとなります。平成 23 年度におきましては、特に震災関連経費において一般会計決算と大きな差異が生じております。

74 ページ、下の円グラフをごらんになるとわかりやすいのですが、民生費の割合が突出して大きくなり、災害復旧費の割合はそれほど大きくなっておりません。さらに、一般会計決算で 7 億円以上が計上されていた諸支出金の表示が、ここにはないこととなります。決

算統計のルールでは、災害廃棄物関係経費につきましては公共土木施設に係るもの、つまり道路などの公共施設からの災害廃棄物の撤去に係るものは災害復旧費に区分されることとなりますが、民有地からの災害廃棄物の撤去、さらには被災家屋の解体に係る経費は民生費の災害救助費のほうに区分されるとなります。

また、被災者に対する災害援護資金の貸付金は、一般会計では諸支出金に計上し決算となりましたが、決算統計上は、これも民生費の災害救助費に区分されることとなります。

次のページをごらんください。75 ページになります。

歳出の性質別の決算額の状況になります。上の表からは義務的経費、投資的経費、一般行政経費の全てにおいて決算額としては前年度を上回っていることがわかりますが、特に一般行政経費が突出しており、前年度と比べると146億2,608万1,000円増の218億6,134万2,000円となっております。

下の円グラフをごらんいただきますと、構成比で37.3%から58.4%へ21.1ポイントの大幅増となっていることがわかります。その中でも特に大きくなっているのは物件費と積立金になります。物件費は円グラフの下のほうにも記載しておりますが、被災家屋解体事業や災害廃棄物回収事業などの災害廃棄物関係経費が分類されることによって大きくなっております。また、積立金につきましても、同じ箇所に記載しておりますが、新設した基金への積立金、さらには、ここには記載しておりませんが、基金再編に伴う積みかえ分も含まれることとなります。

一方、義務的経費を見てみますと、上の表になりますが、人件費では前年度と比べると減少しておりますが、扶助費では6億126万9,000円の増となっております。扶助費につきましては、被災者の生活支援等による生活保護の廃止などにより生活保護扶助事業において約2,800万円の減少が見られましたが、災害弔慰金支給事業で3億9,300万円、災害救助法に基づく埋葬事業で約4,200万円の皆増、さらに炊き出し、その他食品の供与事業で約4,000万円の増加になるなど、災害関連経費による増加が目立っております。

また、通常経費での主な増要因としましては、2カ所の私立保育園の新設に伴う運営費負担金の増が約1億7,000万円でございます。

次に、投資的経費を見てみますと、普通建設事業費のうち補助事業費の増加が大きく、前年度と比べると10億7,499万8,000円の増となっております。補助事業費の主な増要因としましては、被災住宅応急修理事業で約6億5,400万円、平成21年度天真小学校校舎耐震補強事業で約5億2,900万円となっております。被災住宅応急修理事業は震災関連経費であり、天真小学校校舎耐震補強事業は震災の影響で事故繰越となり、平成23年度に決算となった事業であることから、普通建設事業の増加についても震災による影響が色濃くあらわれていることがわかります。

次のページをお願いいたします。

経常収支比率について説明をさせていただきます。

平成23年度の経常収支比率は、前年度と比べますと23ポイント上昇し、120.1%となっております。経常収支比率の計算としましては、記載のとおり、経常経費充当一般財源を分子、経常一般財源総額を分母としたものを百分率であらわすこととなりますが、平成23年度で大きく悪化した要因につきましては、次のように分析しております。

初めに、経常収支比率を求める際の分子となる経常経費充当一般財源は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当されている一般財源の合計額でございます

が、平成 23 年度におきましては前年度と比べて人件費、扶助費等に充当される一般財源が減額となったものの、それ以上に公債費、繰出金に充当される一般財源が増額となりましたことから、総じて経常経費充当一般財源は 7,451 万円の増額となったところでございます。割合を求める際に分数の分母が一定であるとしたならば、分子が大きくなればなるほど割合は大きくなることとなりますので、分子が大きくなるのは経常収支比率を引き上げることとなり、経常収支比率の改善にとってはマイナス要因ということになります。

一方、経常収支比率を求める際の分母となる経常一般財源総額は経常的に収入される一般財源、臨時財政対策債、それと減収補填債の総額ということになりますが、平成 23 年度におきましては、市税の大幅な減収、臨時財政対策債発行額の減少などにより、経常一般財源総額は 22 億 2,995 万 1,000 円の大幅な減額となったところでございます。割合を求める際に分子が一定であるとすれば、分母が小さくなればなるほど割合は大きくなりますので、分母である経常一般財源総額が小さくなるのは経常収支比率を押し上げることとなり、経常収支比率の改善にとってはマイナス要因となります。

以上のように、平成 23 年度の経常収支比率につきましては二重のマイナス要因、とりわけ経常一般財源総額の大幅な減額が経常収支比率の大きな悪化になったというふうに分析しております。経常一般財源総額の大幅な減額は、先ほども申し上げましたように、市税の減少が大きな要因となっておりますが、東日本大震災による甚大な被害を受けた方々に対する課税免除や条例の規定に基づく減免などによる部分が大きく、これらの減収分は、現時点では概算交付ではありますが、震災復興特別交付税により補填されております。

現実として、このような制度的な補填がされている一方で、決算統計のルールとして震災復興特別交付税の区分が臨時的収入とされていることから、経常一般財源総額が大きく減少することとなったものでございます。したがって、平成 23 年度における経常収支比率の悪化は、それはそれとして真摯に受けとめるものではございますが、震災時における適切な対応、決算統計上のルールなどによってもたらされた面も大きく、ある程度仕方のないものと捉えております。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率の状況をまとめたものでございます。こちらは、さきに報告議案として説明させていただいた内容と同様のものになりますので、ここでの説明は省略させていただきますと存じます。

以上で普通会計決算の概要の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

ここで、お昼の休憩といたします。再開は 1 時です。

午後 0 時 00 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○深谷委員長

それでは、皆様おそろいでございますので、午後の説明に入りたいと思います。

- 歳出「東日本大震災からの復旧・復興関連事業の概要」説明

○深谷委員長

次に、東日本大震災からの復旧・復興関連事業の概要について説明を求めます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、79 ページをお開きいただきたいと存じます。

79 ページからは、東日本大震災からの復旧・復興関連事業の概要を資料としてまとめさせていただきます。

次のページをお開き願います。80 ページでございます。

80 ページから 83 ページまでは、先ほど財政経営担当からも御説明申し上げましたとおり、震災関連経費の概要として、震災がなかったならば生じなかったと考えられる経費について款項目順に決算額とその財源内訳を掲載してございます。この表には 107 の事業を掲載してございますけれども、それぞれの事業につきましては、この表の左端にNo.とございます 1 から 107 まで番号を振ってございますけれども、その順に 84 ページから事業の概要を掲載させていただいております。恐れ入りますが、個別の内容に関する説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

なお、次年度以降も引き続き継続的な取り組みが見込まれる事業のうち、24 事業につきましては、事務事業評価表へも事業の詳細を記載しております。1 例といたしまして、85 ページの上の 2 款 1 項 8 目、5、地域交通ネットワーク構築事業をごらんください。こちらの事業名の隣に評価、1、5、3 と記してございます。こちらは、総合計画体系の政策、施策、基本事業の順に位置づけを示してございまして、この事業の場合は、政策 1、施策 5、基本事業 3 のところに掲載してございます。後ほど御参照をいただければと存じます。

続きまして、111 ページをお開きください。

こちらは、震災において多数の施設におきまして御利用いただけない時期がございました。ここでは、震災により影響を受けた公の施設の再開等の状況を参考として一覧にまとめております。

次のページ、112、113 ページは、特別会計等における震災関連事業について掲載しております。

次のページの 114 ページをお開きください。

法律による課税免除及び市の条例による税、使用料等の減免を行ったものについて、概要をまとめております。このうち市税関係につきましては、先ほど税務課長より御説明申し上げました 19 ページの内容の再掲となっております。

右のページ、115 ページですけれども、このたびの東日本大震災に際し、日本全国の皆様、また世界各国から、数多くの御支援をいただきました。その中から市で直接受け付けさせていただいた物資、義援金、寄附金、そして自治体等による人的支援の 4 点について、こちらにまとめさせていただいたものでございます。それぞれ、受け入れ期間、当初受け入れ日などを記載してございますけれども、こちらは全容を把握していただくため、この受け入れ日以降、平成 23 年度分までを計上してございます。

なお、義援金の支給状況につきましては、92 ページに掲載してございますので、あわせて御参照をいただきたいと存じます。

以上で、簡単ではございますが、東日本大震災からの復旧・復興関連事業をとりまとめさせていただきます概要について説明を終わらせていただきます。

- 主要な施策の成果概要説明

○深谷委員長

次に、主要な施策の成果について、関係課長等から説明を求めます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、2分冊の2冊目、主要な施策の成果、事務事業評価。116ページからになります。

ここからは、主要な施策の成果、事務事業評価に入らせていただきます。

私からは、今回記載させていただいた実施計画事業を中心とした主要事業の動向について概略を説明申し上げます。

まず、118ページでございます。

主要な施策の動向といたしまして、実施計画事業の動向でございますが、当初計画をさせていただき、議会に提出させていただきました当初計画は101事業でございます。そのうち震災の影響により実質的に中止・休止をやむなくされた事業及びほぼ全額を次年度へ繰り越しとさせていただいた事業がございまして、一部、それから震災対応事業としての実施を含めまして、76事業の実施となっております。この実施計画事業のうち震災により実質的に中止等とさせていただいた事業の一覧につきましては、125ページに記載してございます。後ほど御参照いただければと存じます。

また118ページにお戻りいただきまして、御承知のとおり、平成23年度は市制施行40周年の年でございます。記念イベント事業として14事業余りを予定していたところでございますが、その全てを取りやめることといたしました。ただし、資料にも記載してございますように、記念事業の一環として3カ年事業として位置づけておりました中学校楽器整備事業につきましては、予定を繰り上げ、全ての整備を完了してございます。

事務事業評価と評価表の見方に入ります。

118ページ下の図にございますように、事務事業評価では対象と意図を明確にするということ非常に重要であると考えてございます。行政の業務は、ともすると対象を市民全体と大まかに捉えがちですけれども、例えば何歳から何歳までの方、もしくはこれこれでお困りの方など、対象をより具体的にすることによりまして事業の目指す姿が明確になり、それに伴ってより適切な手段の選択が可能となること、また既に一定のレベルに達していたり時代の趨勢に合致しない事業については、見直しを行う際の基準がおのずと明らかになってまいります。また、今回から総合計画の体系ごとに記載させていただくこととさせていただきますが、これは事務事業の目的達成が、すなわちより上位の目指す姿の達成にどれほど寄与しているのか、まちづくりにどのように貢献しているかをあらわす仕組みでもございます。

それでは、評価表を具体的にどう見ていくのかという例を119ページ、120ページによりまして簡単に説明させていただきます。

119ページには、今回初めて資料に掲載させていただきました施策別計画の見方をお示ししております。これは、総合計画に定めた施策及び基本事業の体系及び成果指標の一覧で

ございます。事務事業はそれぞれ基本事業のもとに位置づけられておまして、その基本事業の目指す姿の実現のために実施しているという関係性をお示しするものでございます。

次に、120 ページには事務事業評価表の見方を改めてお示ししてございます。上部中央には実施計画、復興計画に該当する事業を示す欄がございます。先ほど公室長より御説明いたしましたとおり、復興計画への位置づけは平成 24 年度から行わせていただきたいと存じますので、今回は実施計画のところのみ該当するものに丸がついているという状況でございます。

その右側、担当名につきましては、今現在の担当部署名を記載してございます。

その下になりますが、評価表は、大きく分けて 3 つの要素がございます。

上段は、事務事業の内容に関する事項で、背景、対象、意図、手段などの概要を示しております。中ほど右の手段の欄でございますが、平成 23 年度に実施した取り組みを記載するとともに、特定財源がある場合には名称と補助率を記載してございます。

中段は指標及び事業費の推移に関する事項で、事業の成果をあらわしております。指標として事業の対象をあらわす対象事業、何をどれだけ行ったかをあらわす活動指標、対象が意図の状態にどれだけ近づいたのかをあらわす成果指標の推移をそれぞれ記載してございます。

事業費につきましては、推移を見るための目安として 1,000 円単位で表記してございますので、端数処理の関係で多少の入り込みがございますことを御了承いただきたいと存じます。

また、国支出金、県支出金、地方債、一般財源とありますけれども、その他繰り越し使用料等、掲げている項目に該当しない財源等を「その他」としてまとめて表記してございます。

その下の人工数でございますけれども、正職員 1 人が 1 年間従事した場合を 1.0 として、どれだけの人件費を要しているかを目安としてお示しし、人件費を含めたトータルコストを参考として表記しております。

一番下の段、2 つございますけれども、平成 23 年度の取り組みの評価として、事業成果を踏まえた事業担当課における決算時の自己評価を記載してございます。

なお、今回は初めて政策体系ごとに資料を作成し、説明させていただくこととなります。記載の不足な点、読みやすさの点など、まだまだ改善を要する点もございますけれども、審議における御意見を参考として、より内容を充実したものとなるよう努力してまいります。

次のページお開きください。121 ページでございます。

こちらの事務事業一覧には、今回記載しております事業を政策体系順に一覧でお示しております。実施計画事業で実施したものの 76 事業に加えまして、総合計画体系の中でそれぞれ基本事業に大きく貢献する事業の中から 59 事業を選択いたしまして、主要事業として掲載してございます。

なお、先ほど御説明申し上げましたように、震災関連事業のうち平成 24 年度以降も引き続き実施が見込まれる事業、そのうち 24 事業につきましては、評価表へも記載してございます。

こちらの表の見方について簡単に説明いたします。左端に政策、施策、基本事業をあらわす数字を記載しております。政策 1、安全で快適に暮らせるまちで、政策 1、施策 1、基本事業 2、消防団運営事業というふうにごらんください。

また、一番右端の欄、決算書ページと表記してございますのは、一般会計、特別会計それぞれの事項別明細書の該当ページでございます。

なお、23 年度決算額の欄でございますが、単位の表記が抜けてございました。恐れ入ります、単位は 1,000 円となっております。恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

今回、事務事業一覧には第五次多賀城市総合計画の 7 つの政策に基づきまして、政策 1 から 29 事業、政策 2 から 41 事業、政策 3 から 33 事業、政策 4 から 3 事業、政策 5 から 12 事業、政策 6 から 5 事業、政策 7 から 12 事業、計 135 事業を掲載させていただきました。そのうち、一般会計におきましては、今回 45 事業について各課長等から御説明申し上げますこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 政策 1 安全で快適に暮らせるまち

- 角田交通防災課長

それでは、127 ページをお願いいたします。

ここからは、政策 1、安全で快適に暮らせるまちの政策分野になります。

初めに、128 ページをごらんください。

施策 1、災害対策の推進、基本事業 2、地域防災力の向上から、消防団運営事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、消防団の各分団を主体に、消防署と協力し、火災や災害時への出動及び人命の救助・救出に対応し、また団員の知識や技術の習得を目的としております。

右の全体計画といたしましては、近年、新入団員の確保が容易でなく、また退団者が毎年相当数いることから、平成 23 年度第 1 回定例会におきまして団員定数を見直し、250 人から 200 人に変更したところでございます。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、消防団、消防団員及び住民を対象としており、消防団員が充足し、非常備消防が機能していることをねらいとしております。そのねらいを達成するため、中段右の手段でございますように、各訓練や火災予防を初めとする防災広報活動等を実施いたしました。

この事業の成果については、団員の充足率を指標とし、23 年度は 84%となっております。これは、さきに申しあげましたように、団員定数を変更したことにより、昨年より 14%向上しました。しかしながら、団員数自体は減少しております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、市内で火災等が発生した場合、現場に出動し、常備消防の後方支援等を行っております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、消防団活動の広報等を積極的に行うことで住民への消防団の認知度を高め、ひいては消防団員の確保にもつながりますが、充足率を大きく向上させるとは言いがたいと考えてございます。

以上、消防団運営事業についての成果報告でございます。

次に、134 ページをお開きください。

施策 1、災害対策の推進、基本事業 5、災害支援体制の確立から、防災情報管理事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、災害に結びつく情報をいち早く収集することにより災害への備えを図ります。

右の全体計画といたしましては、迅速な防災態勢をとるには的確な防災情報を収集し伝達することが大切で、そのため各種防災機器の操作及び取り扱いについて職員の理解を深めるとともに、機器の充実及び保守管理に万全を期してまいります。

中段左の対象・意図の欄をごらんください。本事業は市民を対象としており、情報収集システムが的確・適切に機能し、早期の防災態勢の構築、市民への周知を行うことができることをねらいとしております。ねらいを達成するため、中段右の手段でございますように、平成 23 年度は気象情報、雨量及び地震情報等の災害に結びつく情報をいち早く収集することにより災害への備えを図るとともに、災害対応強化のため衛星携帯電話を 10 台、トランシーバーを 50 台、無線機用バッテリーを 20 個整備いたしました。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調と考えております。その事由として、各システムは順調に機能しており、得られた情報をもとに早期の防災態勢の構築や市民への周知を行っております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載のとおり、自然災害への備えを地域住民も含めいち早く行うことができると考えております。

以上、防災情報管理事業について、成果でございます。

次に、135 ページをごらんください。

施策 1、災害対策の推進、基本事業 5、災害支援体制の確立から、防災広報装置整備事業について御説明いたします。

この事業につきましては、従来の防災広報装置がさきの東日本大震災の影響で使用できない状況にあったことから、この経験を検証し、かつ今後の不測の事態に対応するため、新たな防災広報装置を早急に整備するための単年度事業でございます。

平成 23 年度事業として防災行政無線の屋外拡声子局を市内一円に 53 カ所設置いたし、災害や災害発生のおそれがある場合には防災行政無線を通じ災害広報を行うこととしております。市内全域で災害広報を聞くことができる環境となっており、屋外拡声子局設置後、機器の音量、スピーカーの向きの調整等を重ね、市内全域で聞き取り可能なレベルまで達しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、現在 12 時と 17 時に音楽を流しており、音達試験を重ねております。また、地域の皆様にも、拡声装置として町内会行事等のお知らせなどに使用していただくなど、有効手段を図っております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載のとおり、防災広報のみならず地域活動での拡声装置としても活用が図られており、地域に受け入れられていると考えております。



以上、防災広報装置整備事業についての成果でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、140 ページをお開きください。

施策 3、安全な消費生活の確保、基本事業 1、消費生活相談の充実から、消費生活相談事業について御説明いたします。

まず、上段の事務事業の開始背景・根拠、事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、本事業は、高齢化社会の進展やインターネット、携帯電話などの通信手段の発達により消費者を取り巻く環境が大きく変化していることから、国において平成 21 年消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されたことを受け、地方においても消費者の生活相談窓口の充実強化が求められたことから、国の補助制度を活用し、消費生活相談員を平成 21 年度から 1 名増員し、2 名体制で消費生活相談事業を実施しております。

中段左側の対象・意図の欄でございますが、市民及び事業者を対象に、消費生活相談を受けた相談者がみずから力でトラブルを解決できるようになっていただくことを目指すものでございます。

そのための手段として、消費生活相談員 2 名を配置し、平成 23 年度は活動指標 D 欄にありますように、電話または面談により 357 件の相談を受け付け、問題解決に向けたアドバイスや窓口の紹介をいたしました。また、消費生活相談員のスキルアップを図るために積極的に研修会に参加するとともに、広報紙やホームページで消費者トラブルの情報提供や消費生活相談室の利用促進の PR に努めてまいりました。

この事業の成果につきましては、成果指標 F 欄でございます、消費者相談で解決策を提示した割合として 357 件中 354 件を解決策として示しており、99%となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調と考えております。その理由としては、相談件数が震災などの影響もあり増加傾向にございますが、御相談いただいた消費生活相談に対しほぼ解決策や問題解決に至る情報や窓口をお示しできているからでございます。

また、今後の成果向上余地につきましては、消費者相談で解決策を提示した割合が 99%となっており、向上余地は小と見込んでおります。今後は現状成果の維持に努めたいと考えております。

以上でございます。

○加藤道路公園課長

次に、144 ページをお開きください。

施策 4、交通安全対策の推進、基本事業 3、交通安全施設の整備から、交通安全施設整備事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、道路交通法附則第 16 条に規定する交通安全対策特別交付金の交付を受けて、道路交通の安全を確保するために安全施設の設置及び管理を行うものでございます。

右上の全体計画といたしましては、道路反射鏡及び道路照明灯について設置基準に基づき設置するとともに、道路パトロールによる発見や市民の皆様からの通報や要望等に対応しております。

中段左側の対象・意図の欄をごらん願います。本事業は、交通安全施設と道路利用者を対象といたしまして、施設が適切に整備され、かつ適切に機能して、道路利用者の交通安全に寄与することを目指しております。

そのねらいを達成するため、中段右の手段でございますが、定期及び夜間のパトロールを実施しております。なお、パトロールによるふぐあい施設は、即座に修繕する態勢になっております。

活動指標等の欄でございますが、具体的な活動実績といたしまして、活動指標 C 欄、1,836 基の街路灯、反射鏡の点検を行っております。その下、D 欄、84 基の内訳は、街路灯の修繕 72 基及び新設 2 基、それから反射鏡の新設 10 基を実施しております。

この事業の成果指標といたしまして、F 欄 0 基のとおり、機能を発揮していないものはありません。また、G 欄につきましては、パトロール及び要望による設置基準に合致する箇所は、全て対応しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、おおむね順調と考えております。その事由といたしまして、記載のとおり、緊急に修繕を要する施設や設置基準に合致している要望等につきましては全て対応していることが上げられます。

今後の成果向上余地につきましては、成果指標の F 欄で 0 基及び G 欄で 100%と目標を達成しておりますので、この現行成果の維持に努めてまいります。

以上、交通安全施設整備事業につきまして、成果報告でございます。

○熊谷復興建設課長

次に、147 ページをお開きください。

施策の 5、交通環境の充実、基本事業 1、道路の整備から、新田南錦町線道路改築事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本路線は、西部地区と市中心部を結ぶ路線のうち、山王小学校から南下した交差点から西側の市道を事業化しているものでございます。道路幅員が狭いにもかかわらず交通量が多く、歩道のない道を児童や自転車に乗った高校生が車と並行して通行する光景が常に見受けられ、交通事故なども発生しております。また、本路線は仙台港への重要なアクセス道路として位置づけられている路線でもあることから、早急に道路整備を行うものです。

次に、右の全体計画ですが、平成 22 年度から用地買収を開始いたしまして、本年度より道路改良工事に着手することとしております。

次に、中段左側、対象・意図の欄をごらんください。本事業は、都市計画道路新田南錦町線及び道路利用者を対象に道路整備を行うもので、安全で円滑な道路交通をねらいに事業を進めております。

そのねらいを達成するために、中段右側の手段にありますように、地権者との用地交渉を積極的に進め、用地買収を行っております。具体的な活動実績は、活動指標の欄のよう

に、平成 22 年度では 2,010 平米、平成 23 年度では 5,361 平米の用地を取得してございます。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、事業費ベースの進捗状況としております。

この事業の成果については、成果指標の欄のとおり、平成 23 年度は 65%の進捗となっており、昨年度より事業が 49%進捗しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業の状況にございますように、おおむね順調と考えております。その理由といたしましては、当該路線の買収については特に問題がないことから、今後も同様の事業の進捗が見込めると考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄に記載したとおりですが、用地補償のめどがつかますと、事業費の前倒しなどの措置により早期完成が見込めるのではないかと判断しております。

以上、新田南錦町線道路改築事業についての成果報告でございます。

次に、150 ページをお願いいたします。

施策 5、交通環境の充実、基本事業 2、道路の維持管理から、高橋跨線橋耐震補強事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本路線は、架設後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいたことから、道路交通の安全を確保するために耐震補強・補修を行うものです。

全体計画ですが、平成 19 年度から調査を開始いたしまして、平成 21 年度に JR 東日本と基本協定を締結、平成 22 年度から工事に着手してございます。現在、本年度末の完成を目指し事業を進めているところでございます。

中段左の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、高橋跨線橋及び通行車両、道路利用者を対象に、橋梁耐震化を行い、安全に通行できることをねらいに事業を進めているものでございます。

そのねらいを達成するための手段にございますように、橋梁下部工と上部工の補強工事を行っております。具体的な活動実績は、活動指標の欄のように、平成 22 年度から耐震補強工事を実施してございます。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししておりますが、事業費ベースの進捗状況としております。

この事業の成果につきましては、成果指標の欄のとおり、平成 23 年度は 64%の進捗となっており、昨年度より事業が 58%進捗してございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えてございます。その理由といたしましては、事業がスケジュールどおり進んでおり、平成 24 年度中の完成を見込んでございます。

なお、本年 8 月 10 日に車道の暫定開通を行っており、上部工の塗装工事、橋梁施設等の復旧工事を今現在行っているところでございます。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄に記載したとおりですが、今後も事業完成に向け事業の進捗を図ってまいります。

以上、高橋跨線橋耐震補強事業についての成果報告でございます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

次に、152 ページをお開きください。

施策 5、交通環境の充実、基本事業 3、公共交通の充実から、地域交通ネットワーク構築事業について御説明申し上げます。

事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、東日本大震災により市民の生活環境に大きな変化が生じてございます。転居を余儀なくされた方、仮設住宅でお暮らしの方、さまざまな方がございますけれども、大きな変化が生じている地域交通ネットワークの再構築を行うため、国の補助制度の被災地特例措置を活用いたしまして、平成 23 年度から着手したものでございます。

右上の全体計画でございますが、平成 25 年度までの 3 カ年のうちに調査、検討を行いました上で、多賀城市全体の地域交通ネットワーク計画を策定し、新たな計画に基づくバス路線等の運行開始までを見込んでございます。

中段左側の対象・意図欄をごらんください。本事業は、市民及び市内バス路線を対象に、地域に根ざした地域交通ネットワークを構築していくことをねらいとして進めておりまして、そのねらいを達成するため、手段欄にございますように、アンケートなどの基礎調査、市民ニーズを反映するための説明会、また実証調査として西部地区での試験運行を実施いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、住民意向調査等を 4 回実施しまして、試験運行を 1 路線開始してございます。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししてございますように、計画の策定といたしております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調であると考えてございます。その事由といたしましては、平成 23 年 7 月に改正された補助制度を有効に活用いたしまして、年度内に試験運行及び意向調査を完了してございます。今後も同様の事業進捗が見込めるものと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、周辺の交通機関との接続及び既存資源の活用についても広域で検討を行いますことで一定の向上を見込むことが可能であると考えてございます。

なお、この事業は国の被災地特例補助を受けて実施しておりますことから、震災関連事業として 85 ページにも概略を載せてございます。

以上、地域交通ネットワーク構築事業についての成果報告でございます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、159 ページをお開き願います。

施策 7、中心市街地の整備、基本事業 1、都市機能の充実から、連続立体交差事業について御説明申し上げます。

初めに、事務事業の開始背景・根拠でございますが、JR 仙石線による市街地の分断や踏み切りでの交通渋滞は良好な市街地形成と円滑な交通環境の確保に支障を来していたことから、その解消を図るべく、平成 16 年度に事業を着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成 18 年 5 月の仮線工事を皮切りに本格的な工事に着手いたしまして、平成 21 年 11 月に上り線、本年 4 月には下り線も高架に切りかわりまして、現在は平成 25 年秋の新駅舎完了、全面開業に向けて、鋭意施工しているところでございます。

次に、中段左側の対象・意図をごらんください。この事業は、事業主体の宮城県 1.78 キロメートルの事業区間を対象に、踏み切り 4 カ所を除去し、都市計画道路 5 カ所を含む 9 カ所の道路を立体交差化することにより、交通渋滞の解消と分断された南北市街地の一体化した形成を意図したものでございます。

これらを達成する手段といたしましては、宮城県に対し事業費の一部を負担金として支出することで、昨年度は下り線の土木工事と電気関連工事に要した経費を負担しております。

次に、具体的な実績を指標にあらわしたものでございます。活動指標のとおり、1 億 7,192 万 5,000 円の負担金を支出いたしましたので、市負担額合計が 20 億 6,125 万 1,000 円となりました。また、成果指標である事業進捗率を一昨年度より 6.9 ポイント上昇させ、82.9%といたしました。

なお、下り線の高架化が本年 4 月であったため、昨年度の成果といたしましては、踏み切り除去箇所数がゼロのまま、踏み切りによる遮断回数も 98 回となっております。

次に、これまでの取り組みに対する評価でございますが、事業状況にお示しいたしましたとおり、おおむね順調であると考えてございます。それは、上り線の高架化工事の前に行います仮線工事に若干時間を要したものの、東日本大震災の影響で半年間休止したのに加えて大きく事業に支障とならなかったため、行程計画を修正しながら順調に推移しているためでございます。

また、今後の成果向上余地についてでございますが、駅部以外の高架下利用方策を検討するに当たり、商工業事業者や周辺住民の方々の意見を十分に反映しながら関係機関と協議することで、良好なまちづくりに一定の向上が見込まれると考えております。

以上で連続立体交差事業についての成果報告を終わります。

続いて、160 ページをごらん願います。

多賀城駅周辺土地区画整理事業について御説明申し上げます。

事業の開始背景・根拠でございますが、多賀城駅を中心とした既成市街地は、JR 仙石線で分断され、都市基盤整備も進んでいなかったことから、防災面や生活環境面での改善が急務とされておりました。これらの課題に対応するため、交通環境の改善、快適な都市機能の集積、商業活性誘導、都心居住等を推進すべく、平成 11 年度から土地区画整理事業に取り組んでまいりましたところでございます。

全体計画といたしましては、平成 14 年に本格的な工事に着手して以来、家屋の移転、宅地造成、道路及び電線共同溝の整備を行っており、平成 26 年度を目途に工事を完了させるべく、鋭意進めているところでございます。

次に、対象・意図をごらん願いたいと思います。この事業は、多賀城駅周辺地区の8.2ヘクタールを対象に、都心商業と住環境が共存する快適な中心市街地の整備を図っていくことを意図としております。

これらを達成する手段といたしまして、昨年度は多賀城駅北線の歩道舗装と電線共同溝の整備を行いました。

次に、具体的な実績を指標にあらわしたものでございますが、活動指標に記載のとおり、道路を100メートル整備いたしました。また、これまで66億869万5,000円の事業費を投入してまいりましたので、成果表に記載しております事業費ベースの進捗率は1ポイント上昇し、82.9%となりました。

次に、これまでの取り組みに対する評価でございますが、事業状況にお示したとおり、おおむね順調であると考えております。それは、連続立体交差事業の進捗のおくれが若干影響しているものの、行程計画を修正しながら最小限に抑えることができていたためでございます。

また、今後の成果向上余地についてでございますけれども、地権者で構成いたしますまちづくり協議会と定期的な協議を重ね、工事の円滑化を図っていることから、一定の向上が見込まれると考えております。

以上で多賀城駅周辺土地区画整理事業についての成果報告を終わりたいと思います。

## ● 政策2 元気で健やかに暮らせるまち

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、167ページをお願いいたします。

ここからは、政策2、元気で健やかに暮らせるまちの政策分野でございます。

初めに168ページでございます。

施策1、地域福祉の推進、基本事業2、多様な地域福祉活動の推進から、社会福祉協議会運営補助事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景と根拠及び全体計画でございますが、本事業は、地域福祉の推進を図るために設立されました多賀城市社会福祉協議会の運営が円滑になされるよう支援するもので、当該協議会の事務局職員の人件費6名分等の補助金を交付しているものでございます。

中段の対象と意図でございますが、本事業は市民と多賀城市社会福祉協議会を対象としており、当該協議会の活動が活発に行われ、それにより地域福祉活動が推進されることをねらいとしております。

そのための手段として、当該協議会の事業運営経費のうち事務局職員の人件費等を補助しているものでございまして、活動実績は、活動指標欄のとおり、当該協議会の自主事業数が13事業、3,261万8,000円を補助金として交付しております。

この事業の成果指標でございますが、成果指標欄のとおり、会員数は1万2,283世帯、自主事業の利用延べ件数は2,231件となっております。

取り組みの評価でございますが、下段の事業状況でございますように、会員数が大幅に減少しております。また、災害関連を除きますと通常事業の利用者数も減少しております。

とから順調ではない結果となっておりますが、これは東日本大震災が大きな要因になっているものと考えております。

今後の成果向上余地でございますが、市民に対して当該協議会の活動についてのPRや市民の要望等によりマッチする事業展開を工夫していくことで、ある程度の会員数の増加と地域福祉の向上が見込まれるものと考えており、当該協議会とさらに連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、社会福祉協議会運営補助事業についての成果報告でございます。

○長田健康課長

次に、172 ページをお願いいたします。

施策2、健康づくりの推進、基本事業2、疾病予防、早期発見・早期治療の促進から、がん検診推進事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、がんは死亡原因の第1位となっております。がん検診受診率向上により早期発見・早期治療をすることでがん死亡者数を減少させるため、平成21年度に国において女性特有のがん検診推進事業を実施することになりました。本市においても同事業を活用し、一定年齢の女性のがん検診無料クーポンを使って子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診することとなりました。

事務事業の改善・改革経過。全体計画といたしましては、平成23年度に大腸がん検診も対象に加えたがん検診推進事業として実施することとなり、がん検診無料クーポンによる検診を無料で受診できることになりました。

次に、対象・意図の欄をごらんください。本事業は、記載のとおり、20歳から60歳までの5歳刻みの方を対象としており、一定年齢になった方ががん検診を受けている状況になることをねらいとして進めております。

そのねらいを達成するため、手段でございますように、加入者に無料クーポン券を配布し、各種検診を受診していただきました。

子宮頸がん検診、乳がん検診は指定医療機関での個別検診を行い、大腸がん検診は指定日に市が検体を回収し、検査機関で検査を行いました。また、受診者の利便性を考慮し、通常行っている各種がん検診と同時に実施し、受診しやすい体制をつくりました。なお、自己負担金については無料といたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、子宮頸がん及び乳がん検診の受診者数は1,110人で、前年度比234人の減となりました。また、大腸がん検診の受診者数は976人となりました。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄のとおり、それぞれのがん検診の受診率としており、26.4%と23%となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄でございますように、国が定める目標値の受診率50%以上に達していないことから、順調ではないと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、既に対象者による個別勧奨を実施しているため、向上の余地としては少ないと考えておりますが、さらに広報等を行い、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、がん検診推進事業についての成果報告でございます。

次の 173 ページをお願いいたします。

基本事業 2、疾病予防、早期発見・早期治療の促進から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンは予防接種法に基づく定期接種に位置づけする方向で急いで検討すべきである旨の意見が平成 22 年 10 月 6 日に提言され、このことを受けて事業を開始しております。

事務事業の改善・改革経過、全体計画といたしましては、平成 23 年定例会において継続助成に対する要望があったことから、全国市長会等を通して早期に予防接種法に基づく定期接種化を図ること、必要な財源を国が確保すること、さらに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が継続するように働きかけていくことの要望書を出しております。

次に、対象・意図の欄をごらんください。本事業は、記載のとおり、ゼロ歳児から 4 歳児までの乳幼児及び中学 1 年生から高校 1 年生までの女子生徒のうちワクチン接種を希望する者を対象としており、予防接種が促進され、次世代を担う子供たちのがん予防の推進及び細菌性髄膜炎などの感染症予防が図られていることをねらいとして進めております。

そのねらいを達成するため、手段でございますように、周知方法につきましては、対象者に予診票、個人票を個別に通知し、配布しております。接種方法につきましては、塩釜医師会及び仙台市医師会と委託契約し、指定医療機関での個別接種を実施いたしました。なお、受益者負担金はありませんでした。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、啓発用チラシを 924 枚配布したほか、広報紙、ホームページへの記事掲載回数は 4 回となりました。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄のとおり、それぞれのワクチンの接種者数としており、5,699 人、2,486 人となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄でございますように、子宮頸がんワクチンの接種率は 54.6%、ヒブワクチンは 45.5%、小児肺炎球菌ワクチンは 48.5%の接種率となっていることから、おおむね順調であると考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、平成 25 年度からは接種対象者が限定され、個別通知や学校への PR 等で集中的に接種勧奨が行われることから接種率を向上させることができ、向上の余地としては大きいと考えております。

以上、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についての成果報告でございます。

○但木こども福祉課長

次に、179 ページをお開き願います。

施策 3、子育て支援の充実、基本事業 1、子育てと就労の両立支援体制の充実から、市立保育所運営管理事業、私立保育所病後児保育促進補助事業及び私立保育所建設補助事業の 3 事業について御説明をいたします。

初めに、私立保育所運営管理事業についてでございますが、事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育の実施により保護者



の子育てと仕事の両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備することにより児童福祉の向上を図るものでございまして、本市では昭和 44 年以降、順次 7 保育所を設置して児童福祉サービスの向上を図ってきたところでございます。

次に、右の事務事業の改善・改革経過にありますように、多様な保育ニーズへの対応や民間活力を生かした効率的な経営と運営を図る観点から、平成 18 年度に浮島保育所、平成 23 年度にあかね保育所を運営する社会福祉法人に経営を移譲し、民営化を行ってきたところでございます。このことにより、現在は、中段、表の付記事項にありますように、震災で休所中の桜木保育所を除きまして、4 保育所で運営を行っているところでございます。

次に、対象・意図でございまして、公立保育所に入所している児童及びその保護者を対象に、多様な保育ニーズに対応し、保護者が希望する保育所に安心して子供を預けることができる状態にすることをねらいとしております。

そのねらいを達成するため、手段にございまして、平成 23 年度は被災した桜木保育所の入所児童につきましては公立保育所 4 カ所と私立保育所 2 カ所での分散保育を継続して行いながら、各保育所におきまして年間・月間・週間カリキュラムに沿って保育を実施いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、4 保育所、293 日の開設でございまして、その成果指標は、F 欄に記載のとおり、延べ入所児童数 3,621 人でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございまして、公立保育所の入所可能人数をほぼ維持しており、おおむね順調であると考えております。

今後の成果向上余地でございまして、保育現場の現状といたしまして、近年、本市に限らず県内全体でも保育士の確保が困難な状況が続いており、本市では今年度、臨時保育士を募集しても全く応募者がいない状態にあるなど、その確保に苦慮している状況にございまして。今後、このような状況が改善され、必要とされる保育士数が充足される状態になれば、ある一定数の待機児童の入所も可能になることから、一定の成果向上を見込むことが可能であると考えてございます。

以上が私立保育所運営管理事業についての成果報告でございまして。

次に、182 ページをお願いいたします。

私立保育所病後児保育促進補助事業についてでございます。

事務事業の開始背景・根拠でございまして、病後児保育事業は、児童手当法第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として、保護者の就労等により子供が病気の回復期にあり集団保育や自宅での保育が困難な場合に、一時的に保育を実施することによりまして保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図るものでございます。

本事業につきましては、民間保育所が実施いたします当該事業に要する経費の一部を助成することによりまして利用者の経済的負担を軽減するため、平成 23 年度から開始したものでございます。

次に、右の事務事業の改善・改革経過、全体計画にありますように、平成 23 年度から下馬みどり保育園において、1 日当たりの定員 3 名で事業が開始されております。

次に、対象・意図でございまして、市内の保育所あるいは小学校に通う 1 歳児から小学校 3 年生までを対象に、保護者が病後児保育サービスを利用できる状態にすることをねらいとしております。

そのねらいを達成するため、手段にございますように、当該事業の実施保育所に対し、年間の延べ利用人数に応じて補助金を交付するもので、平成 23 年度は下馬みどり保育園に対しまして 422 万円の補助金を交付いたしました。

なお、当該補助金につきましては、宮城県の保育対策等促進事業費補助金を受けて実施いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、1 保育所 422 万円、定員数 3 名でございまして、その成果指標は、F 欄に記載のとおり、延べ利用児童数 68 人でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように、病後児保育の需要につきましては、児童の病気の罹患状況によって左右されますことから、単純に利用人数だけから成果を評価することはできませんが、新たな保育サービスの実施という点からは、おおむね順調であると考えております。

今後の成果向上余地がございますが、小学校低学年の児童の利用など、当該事業について市民への周知をさらに徹底することにより利用希望者の登録数の増加を図ることが可能であると思われることから、一定の成果向上が図られるものと考えております。

以上が私立保育所病後児保育促進補助事業についての成果報告でございます。

次のページをお願いいたします。

私立保育所建設補助事業についてでございます。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、保育環境の整備及びそれに伴う定員枠の拡大により待機児童の受け入れや保護者の就労と子育ての両立を支援するため、私立保育所の増改築または新設に対して補助金を交付する事業でございます。

平成 22 年度に建設事業に着手しました下馬みどり保育園につきましては、東日本大震災で新築中の建物が被災し、年度内に事業が完了しなかったため事故繰越し、平成 23 年度予算として支出したものでございます。

次に、右の事務事業の改善・改革計画、全体計画にありますように、本市では平成 21 年度から平成 23 年度までに 3 つの私立保育園の増改築及び新設に対しまして補助金を交付しており、本年度も繰越し事業としているものの、新たに新設されました多賀城はるかぜ保育園及び多賀城すみれ保育園への交付が完了いたしております。

次に、対象・意図でございますが、増改築または新設する保育所を対象に、保育定員の増加を図ることをねらいとしております。

そのねらいを達成するため、手段にございますように、平成 23 年度は国の安心子ども基金を財源といたしました宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金を活用いたしまして、社会福祉法人宮城厚生福祉会下馬みどり保育園に対して 9,543 万 6,000 円の補助金を交付いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄に記載の、補助金額 9,543 万 6,000 円でございます。その成果指標は、F 欄に記載のとおり、定員の増加数 62 となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように、震災の影響により新築建物での開園はおくれましたものの、昨年 4 月 1 日から市民活動サポートセンターを代替施設として利用していただきながら開園し、5 月 23 日から新園舎での保育が定

員 60 名で開始され、また同年 6 月 30 日付で補助金の交付が完了したことにより、順調としております。

今後の成果向上余地でございますが、現時点におきまして新設または増改築を予定している私立保育所はございませんので、向上余地は小さいとしております。

以上が私立保育所建設補助事業についての成果報告でございます。

○深谷委員長

ここで、15 分間の休憩をいたします。再開は 2 時 15 分。

午後 2 時 00 分 休憩

---

午後 2 時 15 分 開議

○深谷委員長

それでは、時間前でございますが、皆様おそろいでございますので、再開いたします。

○松岡介護福祉課長

続きまして、191 ページをお願いいたします。

施策 4、高齢者福祉の推進、基本事業 2、居宅サービスの充実から、元気回復こもらないで事業についてを御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠並びに右側の改善・改革経過、全体計画をあわせて申し上げます。この事業は、平成 12 年度から、家に閉じこもりがちな高齢者に対して通所による生活支援等のサービスを提供することによりまして、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として開始いたしました。昨年 23 年度からは、県の地域支え合い体制づくり事業補助制度を活用いたしまして、応急仮設住宅に入居されている高齢者の方々への支援事業としても位置づけて実施しております。

対象・意図をごらん願います。本事業は、要介護または要支援認定において自立と判定された家に閉じこもりがちな高齢者及び仮設住宅に入居されている高齢者が、触れ合い交流や軽運動などを通して元気を保っていただくことを意図として行っております。

その意図を達成するため、手段でございますように、毎週月曜日から木曜日までの 4 日間、記載それぞれの会場で、健康チェックを初め、参加者の方々の意見も取り入れながらの内容によりまして実施しております。

具体的な活動実績は、活動指標欄にありますように、延べ 133 回開催いたしました。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししておりますように、延べ参加者数としておりまして、23 年度は 1,441 名の参加人数となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、家族の介護負担軽減につながるとともに、参加者の健康維持に対する意識が見られるなど、おおむね順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、特定の対象者となりますことから、今後とも内容の充実に努めて、現行成果の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上で元気回復こもらないで事業の説明を終わらせていただきます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、199 ページをお開き願います。

施策、障害者・障害児福祉の推進、基本事業 1、自立支援の推進から、障害者自立支援給付事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景と根拠でございますが、障害者・障害児の自立を支援するために、障害者自立支援法に基づき、平成 18 年 10 月 1 日から福祉サービス費の支給を行っているものでございます。

全体計画でございますが、御承知のとおり、障害者自立支援法は制定後、毎年のように改正が行われておりまして、平成 24 年度の改正では、本年度を含めた 3 年間で福祉サービスを受けている方全員に個別の計画相談、介護保険でいうケアプランのようなものでございますが、これを実施することになっております。

中段の対象と意図でございますが、本事業は、障害者、障害児及びその保護者を対象に、福祉サービスとしての介護、訓練等の給付を行うことで、能力に応じた生活支援がなされることをねらいとしております。

そのための手段でございますが、記載のとおり、居宅介護や児童デイサービスといった介護給付と、就労移行支援などの訓練等給付に係る福祉サービス費を支給いたしました。

具体の活動実績は、活動指標欄のとおりでございますが、自立支援給付の延べ利用件数で 374 件でございます。

成果指標でございますが、自立支援給付がそのまま生活支援につながるとの認識から、記載のとおり、活動指標を成果の代替指標としており、374 件となっております。

取り組みの評価でございますが、下段の事業状況でございますように、おおむね順調であると考えております。現時点では申請に対して必要な給付はきちんと行っておりますが、煩雑な制度改正により事務処理等が増大する傾向にあることが、その理由でございます。

今後の成果向上余地につきましては、担当課窓口や利用している事業所等において相談支援を充実させていくことで、障害者の状態、能力に応じた、さらに適切な福祉サービスの提供が可能ではないかと考えております。

以上、障害者自立支援給付事業についての成果報告でございます。

○阿部生活再建支援室長

次に、210 ページをお願いいたします。

施策 6、社会保障等の充実、基本事業 4、被災者への生活再建支援から、被災者総合相談、被災者生活再建支援事業、災害援護資金貸付事業、仮設住宅プレハブ管理運営事業の 3 つの事業を御説明いたします。

初めに、被災者生活再建支援事業について御説明いたします。

事業の開始背景・根拠及び全体計画でございますが、本事業は、東日本大震災において被災した市民を支援するため、平成 23 年 4 月 1 日から被災者総合相談窓口を開設し、被災者生活再建支援金、義援金、災害援護資金等の業務を行っているものでございます。平成

24年度以降につきましては、従来の相談に加えて、応急仮設住宅の民間賃貸住宅契約延長に係る更新手続相談業務を行っております。

中段の対象・意図欄をごらんください。本事業は、東日本大震災による住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた被災者を対象に、生活再建に必要な各種制度の支援を受けられることをねらいとしております。

それを達成するため、手段にございますように、市広報、市ホームページ等により広く周知し、説明、相談、申請受け付け、支給を行っております。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、平成23年度において延べ2万4,613件の相談件数となっております。

この事業の成果指標は、指標欄Fにお示ししているように、平成23年度被災者生活再建支援金制度申請件数8,827件としております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、半壊解体後のみなし全壊世帯に係る生活再建支援制度申請件数が増加しており、今後も住宅の再建方法に応じた生活再建支援金の加算支援金申請など制度活用が進むものと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、市民に対して制度の趣旨・目的を適時、市広報及び市ホームページ等を用いて周知することにより適正な制度利用を促すことができ、一定の向上を見込むことが可能であると考えております。

なお、本事業は、震災関連事業としまして、主要な施策の成果に関する報告書その1、91ページ、28、被災者総合相談、生活再建支援事業に概略を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

次に、211ページ、災害援護資金貸付事業について御説明いたします。

事業の開始背景・根拠及び全体計画でございますが、本事業は、東日本大震災において住居や家財道具に被害を受けたり世帯主が負傷した場合、一定所得以下の世帯の方に生活の立て直しのため貸し付けを行うものでございます。その業務内容は、債務者現況調査を行い、あわせて債務者管理システムを導入し、返済計画作成事務などの効率化に努めております。

中段の対象・意図欄をごらんください。本事業は、東日本大震災により一定の被害を受けた世帯を対象に、被災者が生活の立て直しに必要な資金を借りることができることをねらいとして進めております。

それを達成するため、手段にございますように、東日本大震災における被害の甚大さを踏まえ、国において当該制度における貸し付け要件の緩和、申し期限延長などの特例措置がされております。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、平成23年度において災害援護資金に係る相談件数が延べ1,243件となっております。

この事業の成果指標は、指標欄Fにお示ししているように、平成23年度貸し付け済み世帯数485世帯としております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、生計上緊急的に必要な資金貸し付けにつきましては

平成 23 年度で終息したと思われませんが、平成 24 年度以降は自宅の再建等に必要な資金としての借り入れ申し込みが増大しており、今後も生活再建と比例し、災害援護資金貸し付けへの増加が見込まれます。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、市民に対して制度の趣旨・目的を適時、市広報及び市ホームページ等を用いて周知することにより、自宅再建等を含めた生活再建の資金として申込者の増加が見込まれるため、一定の向上を見込むことが可能と考えております。

なお、この事業は震災関連事業といたしまして主要な施策の成果に関する報告書 110 ページ、107、災害援護資金貸付事業に概略を載せてございますので、御参照願いたいと思います。

次に、212 ページ、仮設住宅プレハブ管理運営事業について御説明いたします。

事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、東日本大震災に伴い、応急仮設住宅に入居した被災者に対し、安否確認と健康管理をテーマにし、居住者の安全・安心に係るさまざまな事業を通じ自立支援を図ることを目的としたものでございます。

全体計画でございますが、民間業者に市内 6 地区、373 戸分の応急仮設住宅管理運営業務を委託したものが主なものでございます。

中段の対象・意図欄をごらんください。本事業は、応急仮設住宅が適切に維持管理され、仮設住宅入居者が安全・安心に生活を過ごすことをねらいとしております。

それを達成するため、手段にございますように、管理運営業務において応急仮設住宅内コミュニティ支援、安否確認、駐車場管理、環境衛生管理等を業務委託しております。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、平成 23 年度年度末における応急仮設住宅入居世帯数 351 世帯となっております。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、仮設住宅管理運営に関する満足度調査において 82%が満足と回答している数値を用いております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調と考えております。その事由として、応急仮設住宅管理運営業務への満足度が高いパーセントを示しているため、今後も居住者の支援ニーズに対応し、自立支援を図りたいと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載のとおり、自助、共助、公助の意識醸成に伴いまして、自立に結びつく環境形成により一定の向上を見込むことが可能であると考えております。それは、孤立死予防の安否確認を初め、居住者一人一人の安全・安心につながる業務を展開しておりますが、もう 1 つの柱でありますコミュニティ形成という居住者同士の横の連携が自立支援の環境形成に有効とされているからでございます。

付記事項に記載しておりますとおり、平成 23 年度末では市内 6 地区の仮設住宅における自治組織、自主団体の設置が 3 つにとどまっております。平成 24 年度、改めて自治会、自主団体設置を働きかけましたところ、現在 6 地区全ての地区におきまして自治会、自主団体が結成されております。このように、自立支援に結びつくコミュニティ組織が形成されたことに伴いまして、先ほど説明いたしましたとおり、本事業における成果向上余地につきましては一定の向上が可能と考えております。

なお、この事業は震災関連事業としまして、主要な施策の成果に関する報告書 92 ページに、32、仮設住宅管理運営業務として概略を載せておりますので、御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

次のページ、213 ページをお開き願います。

施策 6、社会保障等の充実、基本事業 4、被災者への生活再建支援から、被災住宅補助事業について説明をいたします。

左上の欄、事務事業の開始背景・根拠ですが、本事業は、東日本大震災による被災者でありながら生活再建支援金や義援金の対象にならない長期避難区域以外の一部損壊住宅の所有者に対して、住宅補修の経済的負担を軽減するため、費用の一部を補助金として交付する事業でございます。震災以降、議会から提起されておりました、昨年の第 3 回定例会において補正予算を計上し、昨年 11 月 1 日から事業を開始いたしました。

右の欄、全体計画ですが、制度利用件数を 1,200 件と見込んでおります。

中段の対象ですが、一部損壊の住宅被害を受けた津波浸水区域以外の住宅所有者になります。

意図ですが、一部損壊住宅の補修が進んでいることを目指して事業を行っております。

手段です。住宅の補修費が 50 万円以上 100 万円未満の場合、10 分の 1 で、1 万円未満切り捨て、補修費が 100 万円以上の場合、一律 10 万円となっております。

活動指標、成果指標、事業費の推移なんですが、対象指標は、想定しております対象住宅所有者数が 1,200 人。活動指標ですが、制度を開始した 11 月 1 日から本年 3 月末までの補助金交付件数は 381 件、交付した補助金は 3,423 万円となっております。参考までに申し上げますが、4 月から 8 月末までで 124 件がございます。合計で 505 件となっております。成果指標ですが、補助金の交付率は、想定 1,200 件に対して 381 件ですから 31.75%となります。補修された住宅数は 381 件でございます。

これまでの取り組みの評価ですが、381 件、31.75%の成果に対する評価については、いろいろな受けとめ方があろうかと思いますが、我々としては、どちらかといえば順調ではないか、このような受けとめ方をいたしております。

下の欄ですが、成果向上に関しましては、制度を見直すことにより向上が見込めますが、公平性を確保する意味でも制度改正は妥当ではなく、その意味で成果向上の余地は小さいと認識しております。

以上が被災住宅補助事業の成果報告でございます。

● 政策 3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち

○武者生涯学習課長

次に、215 ページをお開きください。

ここから、政策 3、歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの政策分野となります。

施策 1、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上のうち、基本事業 2、放課後等の安全・安心な居場所づくりから、次ページの放課後子ども教室推進事業について御説明申し上げます。

まず、事務事業の開始背景・根拠でございますが、小学校の余裕教室等を利用し、放課後や休日に児童が安心して学習やスポーツを行える場所の確保を図るとともに、地域住民の参画を得て、児童が他世代とのかかわりを通して心豊かに育まれる環境づくりを図るものでございます。

右の全体計画としましては、平成 20 年度に多賀城小学校、平成 22 年度に多賀城八幡小学校に開設し、平成 24 年度には募集定員を廃止し、事業規模を拡大しております。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、放課後等に児童が安心してスポーツや学習ができる居場所をつくり、地域がその育成にかかわることを意図としております。

その手段として、各学校とも週 3 回、2 時間の教室と年数回のワークショップやイベントを実施し、その運営は地域住民として参画するコーディネーターやボランティアが主体的に行っております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、参加児童や協力者は年々増加しており、保護者や学校からの評価も高いことから、順調であると考えております。

また、成果向上につきましては、その下の段に記載してあるとおり、将来的に全小学校での実施を目指していることから、向上余地は大と考えております。

以上、放課後子ども教室推進事業についての成果報告でございます。

○麻生川学校教育課長

次に、223 ページをお開きください。

施策 2、学校教育の充実、基本事業 2、教育の質の向上から、小学校理科支援事業について御説明申し上げます。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、学年が上がるにつれて理科に対する興味・関心が薄れていくと言われ、特に小学校で理科実験の充実の必要性が指摘されております。そこで、各小学校に理科支援員を配置し、事前準備や予備実験の充実を図ることで教員を支援し、楽しく、わかる理科学習を目指すために、平成 23 年度から着手した事業でございます。

今後、各年度ごとに 2 校ずつ支援員を配置していくことで、平成 26 年度までに小学校全校に理科支援員を配置する予定としております。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、3 学年以上の教師を対象に理科実験の回数やその質的な向上を図ることで、3 学年以上の児童の理科に対する興味・関心を高めることにねらいを置いて進めております。

そのねらいを達成するために、手段にございますように、多賀城小学校と山王小学校に 1 名ずつ配置した理科の教員免許を持つ支援員が、日々の理科実験のための教材研究や支援、準備や後片付け等に従事しております。



具体的な活動実績は、活動指標欄のように、2名の支援員が週2回、6時間以内で理科の指導を支援しております。

この事業の成果指標といたしましては、指標Fでございますように、理科指導のための補助時間数が720時間増加し、1,025人の児童の理科学習の充実が図られております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の授業状況でございますように、順調と考えております。その事由として、支援員として配置した人材が専門性に富み、ともに活動する中で教員自身の研修も深まり、理科への姿勢も変化してまいりました。その結果、2校の児童の理科学習の集中度が増し、興味・関心も大きく広がってきております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、補助員の配置対象校をふやすことにより、他の小学校の理科学習においても大きな向上を見込むことが可能であるとと考えております。

以上、小学校理科支援事業についての成果報告でございます。

次に、224ページをお開きください。

施策2、学校教育の充実、基本事業2、教育の質の向上から、多賀城学習個別支援事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、小学校中学年は、量、質とともに学習が難しくなり、児童の個人差が大きくなることから、学習がおくれがちになる児童が多く出てくる時期でございます。このため、児童の学力の維持向上を図るため、学習指導支援員を配置し、学習遅延傾向にある児童の個別指導等の学習支援に取り組もうと平成23年度から着手した事業で、各小学校に支援員を1名配置いたしまして、よりよい支援法について工夫しております。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、3・4学年の児童が自分に合った学習を行い、学習のおくれが生じないようにしながら、わかる喜びを味わえるようにするというねらいで進めております。

このねらいを達成するため、手段でございますように、小学校6校に教員免許を持つ支援員を配置し、教員の学習活動支援のため、授業補助や個別指導等に取り組んでおります。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、6名の支援員が週5日、28時間以内で3・4年生の学習を支援しております。

この事業の成果指標といたしましては、指標Fでございますように、中学年の学習に支援員がかかわる時数が5,015時間確保され、1,202名の児童の学習の充実が図られております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、支援員と教員との協働による学習活動は計画どおりに進んでおり、特に学習遅延傾向にある児童の実態に合った形で学習を進めることができっております。その結果、学習への関心や意欲が育ち、集中度も増してきております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、支援員の配置数をふやすことが成果の大きな向上には不可欠ですが、事業の継続により広範囲の児童の学力の維持向上へつなげていくことが可能であるとと考えております。

以上、多賀城学習個別支援事業についての成果報告でございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、229 ページをお願いします。

第二中学校プール改修事業でございます。

施策 2、学校教育の充実、基本事業 5、教育環境の整備の中から御説明申し上げます。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、建築後約 34 年が経過したプールについて全面リニューアルを行い、学校教育の円滑な運営と学校施設の健全化を図るものでございます。

次に、右の全体計画でございますが、平成 22 年度に工事設計を行い、23 年度に工事を行ってございます

中段左側の対象・意図の欄ですが、プールが整備され、安全で快適に利用できていることを意図しております。

右側の手段の欄でございますが、工事内容につきましては、記載のとおり、プール缶体の防水シートの張りかえ、外周フェンスの改修、附属棟の改修などがございます。

本事業の取り組みの評価としましては、一番下の欄になりますが、事業状況にありますとおり、計画どおり事業が完了しているものでございます。

成果向上につきましては、現行成果の維持に努めていきたいと考えてございます。

以上、第二中学校プール改修事業についての成果報告でございます。

次に、232 ページをお願いいたします。

施策 2、学校教育の充実、基本事業 5、教育環境の整備の中から、第二中学校屋内運動場大規模改造事業について御説明申し上げます。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、建築後 30 年以上が経過した屋内運動場について全面リニューアルを行い、学校教育の円滑な運営と学校施設の健全化を図るものでございます。

次に、右の全体計画でございますが、22 年度に工事設計を行いまして、23 年度に改造工事を行ってございます

中段左側の対象・意図の欄でございますが、児童及び利用者が屋内運動場を安全・安心で快適に利用できていることを意図してございます。

右側の手段の欄でございますが、工事内容につきましては、記載のとおり、屋根、アリーナ、ステージなどの改修を行っているものでございます。

本事業の取り組みの評価としましては、一番下の欄になりますが、事業状況にございますとおり、計画どおり事業が完了しているものでございます。

成果向上につきましては、現行成果の維持に努めていきたいと考えております。

以上、第二中学校屋内運動場大規模改造事業についての成果報告でございます。

次に、233 ページをお願いいたします。

同じく学校教育の充実、教育環境の整備から、山王小学校屋内運動場の大規模改造事業について御説明申し上げます。

左上の事務事業の開始背景・根拠につきましては、建築後 30 年以上が経過した屋内運動場について全面リニューアルを行い、学校教育の円滑な運営と学校施設の健全化を図るものでございます。

全体計画につきましては、平成 22 年度に工事設計を行い、23 年度に工事を行っております。なお、それ以前にも平成 17 年度にアスベストの対策工事、平成 19 年度に耐震補強工事を行っているものでございます。

次に、中段左側の対象・意図の欄ですが、児童及び利用者が屋内運動場を安全・安心で快適に利用できていることを意図しております。

右側の手段の欄でございますが、工事内容につきましては、記載のとおり、屋根、外壁、アリーナ、ステージなどの改修のほか、フェンス設置や駐車場舗装などの外構工事でございます。

本事業の取り組みの評価としましては、一番下の欄になりますが、事業状況にありますとおり、計画どおり事業が完了しているものでございます。

成果向上につきましては、現行成果の維持に努めていきたいと考えてございます。

以上、山王小学校屋内運動場大規模改造事業についての成果報告でございます。

○麻生川学校教育課長

次に、234 ページをお開きください。

施策 2、学校教育の充実、基本事業 2、教育の質の向上から、中学校楽器整備事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、この事業は、中学校の吹奏楽部の楽器購入や楽器修理には多額の経費を要し、通常予算での購入が困難であることから、市制施行 40 周年の記念事業として、平成 23 年度から 3 カ年計画で新たな楽器購入や修理等を行うこととしたものでございますが、震災に伴い寄附金の充当により 1 年完結の事業となっております。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、中学校の主に吹奏楽部を対象に、吹奏楽コンクール中編成 35 人程度の楽器構成を可能にすることをねらいとして進められております。

このねらいを達成するため、手段でございますように、各中学校が必要とする楽器の購入とメンテナンスを実施いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように、4 中学校に対して、楽器の購入が 58 件、楽器のメンテナンスが 9 件行われております。

この事業の成果指標といたしましては、指標 F にございますように、全ての中学校に吹奏楽コンクール中編成 35 人程度の楽器構成を整備することとし、既に整備は完了しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調であると考えております。その事由といたしましては、平成 23 年度に計画どおりに事業が完了しているということでございます。

今後の成果向上余地につきまして、平成 23 年度で事業が完了のため、事業そのものの向上は見込めませんが、整備された楽器が今後も生徒の活動意欲を刺激し、吹奏楽部の活動の向上が見込めるのではないかと考えております。

以上、中学校楽器整備事業についての成果報告でございます。

○武者生涯学習課長

次に、237 ページをお開きください。

施策 3、生涯学習の推進のうち、基本事業 4、生涯学習施設の運営から、文化センター管理運営事業について御説明いたします。

240 ページをお願いいたします。

まず、事務事業の開始背景・根拠でございますが、開館以来、市の直営による管理運営を行ってまいりましたが、人事異動等により専門性の蓄積やレベルの高い職員の育成が困難であることなどから、民間企業の有する専門性を活用し、より質の高い市民サービス向上のため、指定管理者制度を導入いたしました。

全体計画といたしましては、平成 23 年度 4 月から 5 年間の指定管理運営業務を開始しておりますが、平成 23 年度は東日本大震災により避難所になっていたことや被害が甚大であったことなどから、本来の指定管理業務は平成 24 年度からとなっております。

左側中段をごらんください。対象・意図としましては、文化センターでさまざまな芸術・文化事業が開催され、施設自体も市民が安全・快適に利用できる専門性の高い維持管理が行われていることとしております。

そのための手段として、指定管理者制度の導入により、民間企業が有するネットワークやノウハウを最大限に引き出してまいりたいと考えております。

本事業の取り組みの評価につきましては、下段の事業状況にございますように、平成 23 年度は震災の影響により本来の事業運営は行っていないことなどから、順調ではないと評価しております。

成果向上につきましては、平成 24 年度が実際の指定管理者制度初年度となりますので、前述した理由も含め、向上余地は中といたしました。

以上、文化センター管理運営事業についての成果報告でございます。

次に、244 ページをお開きいただきます。

施策 4、市民スポーツ社会の推進のうち、基本事業 2、社会体育施設等の施設環境の充実から、多賀城市社会体育施設管理運営事業について御説明いたします。

246 ページをお願いいたします。

まず、事務事業の開始背景・根拠でございますが、平成 17 年度から多賀城市民スポーツクラブを指定管理者に指定し、社会体育施設の管理運営及び社会体育事業を行っております。平成 20 年度から多賀城公園野球場、中央公園サッカー場を維持管理することによ

り、窓口一元化による利便性の向上を図り、自主事業を実施し、市民に多種多様なスポーツの機会を提供しております。

左側中段をごらんください。対象・意図としましては、市民が体育施設や公園内運動施設を気軽に利用しスポーツ活動を活発に行うことができ、スポーツ活動を実践する市民に対して施設が充足・充実することとしております。

そのための手段として、指定管理施設の運営及び施設設備の維持管理、社会体育事業の充実、その他スポーツに関する業務を指定管理者が行うこととしております。

本事業の取り組みの評価につきましては、下段の事業状況にありますとおり、平成 23 年度は震災の影響により実質 11 月からの開館になったことから例年との比較はできませんが、震災後の状況としては利用者も徐々に戻りつつあることから、おおむね順調と評価しております。

成果向上につきましては、平成 24 年度も引き続き災害復旧工事を計画していることから、向上余地は中といたしました。

以上、多賀城市社会体育施設管理運営事業についての成果報告でございます。

○加藤文化財課長

次に、249 ページをお開きください。

施策 5、文化財の保護と活用、基本事業 1、文化財の調査・保存の推進から、埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は東日本大震災により大きな被害を受けた住宅等の再建を初め復旧・復興のための公共事業等に伴う発掘調査を行うため、復興交付金事業を活用し、平成 23 年度から着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成 27 年度までの 5 力年で 336 件の発掘調査を見込んでございます。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、埋蔵文化財包蔵地を対象に、埋蔵文化財を適切に記録・保存していくことをねらいとして進めております。

そのねらいを達成するため、手段の欄にございますように、平成 23 年度は住宅再建等に伴う発掘調査を 7 件実施しながら、適切な記録・保存を行いました。

ここで、大変申しわけございませんが、誤字がございましたので訂正をお願いしたいと存じます。本欄、下のほうに括弧書きで財源のところがございますが、こちらのところが東日本「材」震災復興交付金事業となっておりますが、正式には東日本「大」震災復興交付金事業でございます。訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

説明に戻ります。

この事業の具体的な活動指標は、活動指標の欄にございますように、発掘調査を 7 件実施しまして、その調査面積は 359 平米となっております。

この事業成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、記録・保存されずに開発等が行われことがないようにしていくというものでございます。平成 23 年度はゼロという実績となっております

本事業の取り組みの評価といたしましては、下のほうの事業状況でございますように、おおむね順調と考えてございます。その事由としまして、復興交付金の交付決定前着手の承認を受けながら復旧・復興に係る発掘調査事業に対応できましたことから、記録保存に關しまして十分な成果を得ており、今後も同様の取り組みが見込めるものと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、住宅建設会社等の協力を得ながら、埋蔵文化財包蔵地等の周知徹底を図り、現行成果の維持に努めたいと考えております。

なお、この事業は平成 23 年度の復興交付金事業として唯一の事業となります。したがって、震災関連事業としまして 102 ページにも概略を載せてございます。

以上、埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）についての成果報告でございます。

政策分野 3 の成果報告を終わります。

- 政策 4 環境を大切に作る心を育むまち

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、255 ページをお開きください。

ここからは、政策 4、環境を大切に作る心を育むまちの政策分野となります。

施策 1、環境との共生、基本事業 1、地球温暖化防止の推進から、住宅用太陽光発電導入補助事業について御説明いたします。

なお、施策 2、生活環境の保全については、東日本大震災対応の関係で水生生物調査などの事業を中止しておりますので、施策名のみ掲示されております。

256 ページをごらんください。

まず、上段の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、京都議定書目標達成計画等で示された住宅用太陽光発電の普及を図り、温室効果ガスの削減目標を達成するため、地域グリーンニューディール基金事業を活用して実施されたものでございます。

事務事業の改善・改革経過、全体計画ですが、本市での補助基準は、発電量 1 キロワット当たり 3 万 5,000 円の補助で、上限額 12 万 5,000 円となっており、平成 23 年度までの事業となっております。

中段左側の対象・意図の欄でございますが、太陽光発電設備と省エネ設備を設置する市民を対象に補助をすることにより、同設備を設置、利用する市民がふえ、地球温暖化防止につなげることを目指すものでございます。

そのため的手段といたしまして、先ほど申し述べました補助制度について広報紙やホームページでお知らせしたほか、家電量販店などにも周知の働きかけを行いました。

この事業の成果につきましては、成果指標 F 欄、G 欄でございますように、補助金の活用による太陽光発電量、延べ量で 611 キロワットアワーを発電し、二酸化炭素を延べ量で 278 トン削減したことになります。これは、樹齢 50 年ほどの杉の木に換算して約 2 万本分ほどの削減量になります。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調と考えております。その理由としては、事業は 23 年度で終了いたしましたが、太陽光発電

設備を使用していただくことにより今後も二酸化炭素削減の効果は継続していくからです。

また、今後の成果向上余地につきましては、事業を継続すれば効果はさらに増大するものであり、国、県の補助制度が再開されることにでもなれば、さらに向上余地は大であるだろうと考えております。

以上でございます。

次のページをお開きください。257、258 ページでございます。

施策 3、資源循環型社会の形成、基本事業 2、再資源化の推進から、ごみ減量・分別促進事業について御説明申し上げます。

258 ページをごらんください。

まず、上段の事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、増加傾向にあった家庭系ごみや事業系ごみの減量化及びダイオキシンの削減を図り、もってごみ処理経費の削減と生活環境の保全をするために実施したものでございます。

事務事業の改善・改革経過、全体計画ですが、平成 16 年度から各家庭にごみの分別冊子を配布してございます。また、平成 22 年度からごみ収集カレンダーの各世帯配布やごみ減量指導員の配置を行っております。

中段左側の対象・意図の欄でございますが、市民や事業者がごみの分別を理解し、みずからリサイクルに取り組むことを目指すものでございます。

そのための手段として、先ほど述べましたように、ごみ収集カレンダーを配布してごみ排出時のマナーの向上を図りましたが、平成 23 年度は震災対応でごみ減量指導員の配置はできませんでした。

この事業の成果につきましては、成果指標 F 欄の資源化量、資源回収量は 3,924 トンで、平成 22 年度に比較して 1,600 トンほど減少しております。これは東日本大震災による影響により資源物の回収が一時できなかったことによるものでございます。

また、G 欄の可燃ごみ、1 日 1 人当たりの排出量は 633 グラムで、前年度より 100 グラムほど増加してございます。これは、被災ごみが家庭ごみとして排出されたことによる影響でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調ではないと考えております。その理由としては、東日本大震災後、ごみの分別・出し方のルールが乱れ、まだ震災前の水準には戻っていないからでございます。

また、今後の成果向上余地につきましては、地域環境推進員やごみ減量指導員による啓発活動を積極的に実施するほか、広報紙などを通じて市民に対して啓蒙活動を行うことにより、ある程度の向上が期待できると考えております。

以上でございます。

- 政策 5 集い つながり 活気あふれるまち

○浦山農政課長

それでは、260 ページをお願いいたします。

ここからは、政策 5、集い つながり 活気あふれるまちの政策分野でございます。

初めに、264 ページをお開きください。

施策 5、農業の振興、基本事業 4、安定した農業経営への支援から、農家自立経営スタートアップ事業について御説明いたします。

左上の事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は平成 22 年度より、生産性を高めた農業経営の確立を目標に、今後の本市の農業経営について地区懇談会、研修会等を中心に検討を重ねてまいりましたが、東日本大震災の発生に伴い、農業の復興を図るべく、大規模圃場整備事業を中心とした農業復興を促進していくものでございます。

右上の全体計画といたしましては、平成 23 年 11 月 9 日に多賀城市農業委員会、多賀城市興農実行組合長会などのほか、市内の主要農業団体の参加のもと、仙台市農業協同組合などと連携し、多賀城市農業復興委員会が設立されたものでございまして、農業復興委員会とともに大規模圃場整備事業を中心とした農村活性化ビジョン及び農業復興プランの策定を支援し、推進していくものでございます。

なお、平成 24 年度におきましては、名称を農家自立経営スタートアップ事業から多賀城市農業復興計画策定事業として継続していくものでございます。

中段左側の対象・意図でございますが、本事業は主に市内農家を対象として、本市農業の復興及び将来像を描く農村活性化ビジョン及び農業復興プランがより多くの農家の合意を得て策定されている状況を目指しているものでございます。

この農家参画による農村活性化ビジョン及び農業復興プランの策定については、中段の手段にございますように、農家の皆さんの同意や考えに基づき作成されるものでございますので、農家の皆さんによる話し合いの場を多く設けるため、会議、会合の開催を中心とした業務を行っているところでございます。

具体的な活動実績は、活動指標にございますとおり、地区説明会の開催から始まり、各地区より選出された部会委員から構成される専門部会を設置し、現状の把握など今後の取り組みについて協議し、役員会により、方針、スケジュールなどを調整してまいりました。また、研修などにより先進地の事例を学び、今後の活動に役立てる取り組みを行っているところでございます。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、計画等 2 件の策定となっております。平成 25 年 3 月に農村活性化ビジョン及び農業復興プランを策定し、市長に答申するというものでございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄にございますように、おおむね順調として、平成 23 年度は計画どおりに進行しているものと考えております。

次に、その下の今後の成果向上余地につきましては小としておりますが、これは本事業が農家の皆さんによる同意や考えに基づく事業として成り立っておりますので、市といたしましては、重点的かつ積極的に支援をいたしますが、農家の皆さんがみずから将来の農業のあり方を考えていただくもので、間接的支援という意味でそのような向上余地としているところでございます。

以上、農家自立経営スタートアップ事業についての成果報告でございます。

○菊田商工観光課長



次に、268 ページをごらんいただきたいと思います。

施策 2、商工業の振興、基本事業 1、地域商業の活性化から、地場産品出店（月の市）補助事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景・根拠でございますが、多賀城駅周辺の市街地再開発事業のハード整備が進展しており、ハード整備事業を最大限に生かした地域振興を進める上で、駅周辺のにぎわいと華やかさの創出及び多くの来訪者を引きつけるソフト面での事業展開は本市の必須課題です。そのために、本事業を通し、地場産品の販売拡大のためのノウハウづくりや組織づくり、生産組織との連携づくりを通年で推進し、多賀城ならではの地場産品直売市を開催し、魅力的な地域づくり、ひいては地域振興、活性化の促進につなげます。

右上の事務事業改善・改革、計画でございますが、本事業は平成 23 年に開始し、当初事業費は 90 万円でしたが、魅力ある地域づくり事業「悠久の詩都の灯り」と統合し、290 万円、ごらんの金額となりました。

中段の対象・意図の欄ですが、対象は市民あるいは地場産品出店事業者であり、多賀城月の市の開催により、多賀城駅前ににぎわいと活気を取り戻すとともに、地場産品の販売により地場産品への関心を高めます。

そのねらいを達成するために、中段右の手段でございますが、月の市実行委員会に対して補助金を交付しました。また、会場には音響設備、電気設備設置、宣伝のための広報により来場客の増加を促しました。

なお、補助事業とはなっておりますが、市も実行委員会に参加し、会計事務、広報業務等を担いました。

具体的には、活動指標等の欄ですが、対象指標の欄では、出店件数は実績としては 51、それから月の市来場者は延べ 7,500 人ということでございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にありますように、参加者、出店者が増加したことから、23 年スタートの事業としては成果はあったものと思われま

今後の成果向上余地につきましては、広報活動、組織の強化、イベントの工夫、新たな人材、各商店街を取り込むことによって、来場者はますます増加するものと思われま

以上、地場産品月の市の補助事業についての成果報告でございます。

続きまして、施策 3、企業誘致の推進、基本事業 2、企業進出の促進から、震災復興企業立地支援事業について御説明いたします。済みません、272 ページ、申しわけございません。

左上の事務事業の開始背景でございますが、本事業は、県の総合計画である宮城県将来ビジョンにおいて県内総生産 10 兆円の達成を最重要政策として掲げ、その実現に向け、ものづくり産業の集積を目指し、企業立地や投資の促進、雇用の創出を目的として実施しています。東日本大震災及び大津波により被害を受けた企業が元気を取り戻し、新たに活気あふれるよう、地元経済の復興そして地域社会の発展のために支援を行ってまいります。

次に、事務事業の改善・改革等としましては、企業立地セミナーへの参加、被災企業支援、被災企業の現地復興を早期に実現できるよう、本社訪問等の面談を継続しながら、課題の解決など、きめ細かな支援に取り組みます。

また、各種支援制度の事業採択に向け支援、国による中小企業等への支援が被災企業に活用できるよう、地元国会議員を初め関係省庁、内閣府に対して要望活動を行います。

また、復興パーク事業の利用促進として、被災企業の入居、新たな産業の創出拠点として、入居あっせんを初めとした支援に取り組みます。

次に、中段の対象・意図ですが、新規立地企業であり、市内に新規に企業が立地していません。

次に、右側、手段ですが、宮城県企業立地セミナーへの参加、8月24日、東京、11月10日、名古屋。また、被災企業支援につきましては、早期に実現できるよう、本社訪問等の面談を継続しながら、課題の解決など、きめ細かな支援に取り組みました。また、各種支援制度の事業採択に向け、国による中小企業等への支援が被災企業に活用できるよう、地元国会議員を初め各関係省庁、内閣府に対して要望活動を行いました。

また、復興パーク事業の利用促進としまして、市でも被災企業の支援、また新たな産業の創出拠点として、入居あっせんを初めとした支援に取り組みました。

活動成果についてですが、対象指標で新規に進出する意欲のある企業312社。宮城県企業立地セミナー実績は2回。企業との交渉による新規立地内諾企業数は、実績としては4社でございます。

本事業の取り組みの評価としましては、事業状況でございますように、スピード感を持ち、きめ細かに各支援を行った結果、宮城復興パークへの入居が決定したほか、ベンチャー企業の東北地方初の支店開設が決まりました。ということで、順調であると考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、向上余地は中ではございますが、市内には撤退した企業の跡地がありますが、新規企業の立地要望にかなう土地が少なく、急激な企業立地数の増加は難しいと考えております。宮城復興パークの入居あっせんや一本柳の早急な整備を進めることで成果を向上させることができると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 政策6 心がかよう地域の絆を育むまち

○片山地域コミュニティ課長

それでは、278ページをお願いします。

ここからは、政策6、心がかよう地域の絆を育むまちの政策分野です。

ごらんのとおり3つの施策がございますが、初めに281ページをお開きください。

施策1、地域コミュニティの充実、基本事業3、自治会・町内会活動支援施設の整備から、地区集会所整備補助事業について説明をいたします。

事務事業の背景・根拠ですが、地区集会所はコミュニティ活動の拠点であるとともに、災害時の一時避難所など地域の防災拠点となっております。実際に今回の東日本大震災の際にも各地域で集会所が避難所として使用されまして、自宅での生活が可能となるまでの間、数多くの方が避難したところもございます。市では、集会所の建設や修繕に関する財政支援を実施してきましたが、耐震改修に対する補助内容の見直しの要望を受けまして、

平成 22 年度から 10 年間、補助率と補助額を拡大しております。その内容ですが、次の全体計画に記載しておりますとおり、平成 31 年度までは新築、増築等への補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 へ、金額にしますと 500 万円から 667 万円と変更してございます。

一方で、平成 23 年度には東日本大震災が発生しまして、大変な被害を受けた地区集会所がございましたものですから、全体計画の一部を見直ししまして、震災により被害を受けた地区集会所の復旧に係る経費については全額補助をするということにいたしました。

意図・対象なんですが、本事業の対象は自治会・町内会地区集会所を対象に、地区集会所が自治会・町内会活動の拠点として整備され、安全で便利に使える状態を目指しております。

そのねらいを達成するために、手段にございますように、まず集会所の用地につきましては市で取得し、あるいは市で借地をし、それを地区に毎年無料で貸し付けてございます。平成 23 年度につきましては、通常分としまして、志引、東田中南、大代北の 3 カ所、3 地区の集会所の修繕に対して 3 分の 2 の補助を行いました。また、通常分以外に、先ほど申しましたように、震災により被害を受けました 14 カ所の集会所の復旧に係る経費につきましては、全額を補助することによりまして、いち早く住民の皆様が活動できる拠点を確保することができました。

この成果につきましては、成果指標欄のとおり、合わせて 17 カ所の集会所の改修等を行ったことにより、活動拠点が確保されるとともに、それぞれの集会所の利便性が向上していると思います。ですので、評価としましては、順調と考えております。集会所の半数以上が既に耐震化の改修を行っているなど、中長期的な視野で改修に向けた取り組みが見られております。それから、震災によって被災した集会所については、復旧が進んでいるということからも、順調ではないかと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、町内会・自治会と相談しながら、あるいは支援をしながら、そういったことを行うことによって、より効果的な改修計画等を促進することができるものと考えておりますので、一定の向上を見込むことが可能と考えてございます。

なお、この事業は震災復興特別交付税措置を受けて実施したことから、87 ページにも概略を掲載してございます。

次に、右側の 282 ページ、基本事業 4、地域経営の基盤構築から、住民自治基盤形成プロジェクト事業について説明いたします。

まず、この事業の背景ですが、行政が提供する公平・平等を基本とした一定レベルの行政サービスだけでは解決困難な課題等が存在してまいりました。このことから、住民みずからが考え、意思決定をし、行動することができる住民参加型の自治システムの確立を目指して事業を行うことにいたしました。

全体計画ですが、平成 21 年度、22 年度につきましては、市内を西部、中央、東部の 3 つの区域に分けまして、さらに東部地区から大代をモデル地区として抽出して市内を 4 つに分けて、地域づくりの前提となる住民相互の話し合いの手法、学び合いの重要性などを認識していただくことをねらいとした話し合いの文化の定着に努めてまいりました。

平成 23 年度からは、これまでの 2 年間の実績を踏まえまして、さらに踏み込んだ取り組みをと考えておったんですが、東日本大震災の影響によりまして、それらがかなわなくなりまして、大代地区のみを対象とし、23 年度の下半期から事業を実施しているものでございます。

この事業の対象は自治会・町内会などを対象にしておりまして、地域経営の基盤となる新たな自治のあり方について、行政、自治会・町内会が共有し、話し合いによる意思決定や地域における課題とか問題の解決行動等が実践されている状態を目指そうとするものでございます。

そのねらいを達成するために、手段にありますように、協働の理念に基づく市民と行政との新たな関係づくりが全市的に展開されることを目的として実施しております。

23年度は震災の影響により事業規模を縮小し、モデル的に事業を行っていた大代地区の5つの町内会を対象とし、住民相互の学習会、あるいは視察研修などによる地域づくりに関する人材育成事業として、そういったことを実施いたしました。

この事業は、県市町村振興総合補助金として認められたことから、補助対象経費2分の1の県の補助を受けて実施しているものでございます。

この取り組みの評価としましては、事業状況にありますように、おおむね順調と考えております。その理由としましては、効果的な意見交換の仕方、地区あるいは組織の課題解決の方法、事業のつくり方などについて継続的に学習したことで皆様の大きな気づきが生まれ、少しずつですが成果が着実に上がっているものと考えておるからでございます。

成果の向上余地につきましては、25年度までの取り組みの成果をもとに、休止している他の地区も含めまして、市全体での取り組みにつなげることで成果向上が見込めるのではないかとということから、一定の向上を見込むことが可能と考えてございます。

政策6の3点目は、284ページをお願いいたします。

施策2、市民活動の充実、基本事業2、市民活動団体への支援から、市民活動サポートセンター管理運営事業について説明いたします。

まず、事務事業の背景・根拠ですが、多賀城市は市民参画と協働によるまちづくりを経営の柱に掲げて、その拠点施設として平成20年6月1日に市民活動サポートセンターを設置いたしました。この施設は、単なる貸し館というのみならず、市民活動団体への支援、相談、そういったソフト事業を行うことが主であることから、専門性を担保する必要があるために、次の全体計画にございますように、平成20年度に応募プロポーザル方式によりまして、運営事業者に特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターを選定し、開館をして今日に至っているものでございます。

本事業の対象なんですが、市民、市民活動実践団体、あるいは市民活動を行おうとする市民、それから施設の利用者を対象としてございます。

その意図するところは、市民活動団体が市民活動サポートセンターを拠点として活動し、市民活動実践者や、あるいはこれから行おうとする方々が、市民活動に関する相談や支援を受けることができる状態を目指そうというものでございます。

そのねらいを達成するために、手段にございますように、公設一部業務委託方式によってせんだい・みやぎに委託をしております。そして、この施設を適切に維持管理し、市民活動の場を提供するとともに、市民活動に関します相談等に対応しているということでございます。

センターの機能としては、1つとして、市民活動に関する支援ノウハウを有する施策による常時の相談に対応する、2つとして、市民活動の拠点として必要となる事務ブース、あ

るいはロッカー、レターケースを設置し、貸し出す。3つ目は、市民活動促進に有用な情報を集める、あるいは情報を発信するというようなものが主なものでございます。

この事業の評価ですが、この施設は、開設当初から利用者及び相談件数ともに増加をしております。また、開館当初から毎年利用者の方々にアンケート調査を実施しておりますが、その結果からしますと利用者から大変好評を得ているということもございまして、施設の認知度が向上していることから、順調と考えてございます。

なお、このセンターは、震災後、仮開館していましたが4月11日から5月末日までは休むことなく開館しまして、市内の被災状況であるとか支援に関する情報の発信を行いました。また、県内外からの支援のコーディネートなど幅広い支援活動を行いました、市民活動の拠点としての役割を果たすことができました。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載しましたとおり、開館以来、施設の認知度が向上していることと、東日本大震災を契機に市民活動への関心が高まっていることを受けまして、今後、市民活動を志す市民の方々の利用が増加するものと考えておりますので、一定の向上を見込むことが可能であると考えております。

以上で政策6についての主な事業の成果報告でございます。

- 政策7 理解と信頼で進める自律したまち

○今野選挙管理委員会事務局長

それでは、289ページをお願いいたします。

ここからは、政策7、理解と信頼で進める自律したまちの政策分野でございます。

初めに、291ページをお願いします。次の次のページでございます。

施策1、適正な事務の執行とサービスの提供、基本事業3、適正な選挙事務から、市議会選挙事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、多賀城市議会議員の4年の任期満了に伴う選挙事業でございます。

次に、事務事業の改善・改革経過、全体計画といたしましては、選挙事務の全般にわたってでございますけれども、選挙執行の状況を平成12年の衆議院総選挙より市ホームページで開票の状況を掲載しております。また、携帯サイトにおきましても、選挙の執行の都度、投票と開票の状況を速報しております。

中段右側の対象・意図をごらんください。本事業は、有権者である市民と選挙に従事する職員を対象に、安心して投票できる環境と、投票・開票事務においてミス、トラブルのない正確かつ円滑で迅速な選挙事務の執行をねらいとしております。

そのため的手段といたしまして、今回は震災の影響で9月の選挙執行となりましたけれども、投票、開票に必要な人員の配置並びに各種機材を配置しまして、ミスもトラブルもなく、円滑に選挙が実施されました。また、市ホームページにより選挙当日の投票と開票の状況を随時速報いたしました。

具体的な活動実績につきましては、活動指標欄のように、人的ミスを防止するため、選挙事務従事者の説明会を開催しており、また選挙時の速報を市ホームページで3回更新して

おります。投票率でございますが、47.76%と、4年前の前回より2.11ポイント低下しております。

この事業の成果指標といたしましては、選挙時の投票・開票においてミスやトラブルの発生はございませんでした。また、開票時間につきましては、前回とほぼ同様の1時間40分でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下の段の事業概要にございますように、おおむね順調でありまして、当初は統一地方選挙として4月に実施予定でしたが、震災の影響で投票を9月に延期して実施しました。投票率につきましては、前回より2.11ポイント低下いたしました。

今後の成果向上の余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、選挙事務については、正確かつ迅速な処理が求められることから、今後も人的ミスを防ぎ、迅速処理のために選挙事務従事者への説明や機材等導入について検討してまいります。

以上、市議会選挙事業についての成果報告でございます。

○鈴木市民課長

次に、294ページをお開きください。

基本事業5、保有情報の適正な管理から、自動交付機管理事業について御説明申し上げます。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、西部地区及び東部地区の市民と議会から提出された、地区公民館を活用した諸証明書等の交付ができるようにとの要望に応えるため、平成8年4月から自動交付機の設置を行い、より高い市民サービスの提供と窓口事務の効率化を目的として取り組んできたものでございます。

次に、右の事務事業の改善・改革経過、全体計画についてでございますが、平成23年度は東日本大震災により大代地区公民館に設置の自動交付機が被災し、稼働を停止していることから、今後は市民会館に設置の自動交付機を大代地区公民館に移設し、利便性の回復を図る予定でございます。

中段左側の対象・意図についてでございますが、各種証明書を必要とする市民が市役所に来なくても、また市役所の窓口が閉じている時間帯や土曜日、日曜日の休みの日であっても、近くの地区公民館などで住民票の写しや諸証明書を受け取ることができるので、利便性の向上を図ることができることとなります。また、自動交付機を利用することで、窓口での待ち時間の緩和が図られます。

これらの目的の達成のため、右側の手段としまして、自動交付機の利用を希望する市民に対し、市民カードを交付し、本庁、山王地区公民館、市民会館の3カ所に自動交付機を設置し、開庁それから閉館日を除く午前9時から午後6時または午後8時までの間において、諸証明書等の交付を行ってございます。

その下の段、活動指標、成果指標、事業費の推移についてでございますが、活動指標欄のC、自動交付機の設置箇所、D、自動交付機による証明書等の交付件数、また成果指標欄のGの自動交付機で交付された証明書等の割合は、平成23年度においては前年度を下回っておりますけれども、活動指標欄のEの暗唱番号の交付件数及び成果指標欄のF、自動交付機で交付された証明書等の割合では、前年度を上回っております。

このことから、本事業の取り組みの評価に関しましては、下の段の事業状況にありますように、平成 23 年度につきましては、東日本大震災により被災した大代地区公民館の自動交付機については停止とした影響はあるものの、おおむね順調であると考えております。

また、今後の成果向上の余地については、窓口において印鑑登録を行う際などは積極的に暗唱番号の登録を勧め、自動交付機の利用について PR を行うことで今後も利用者がふえる可能性があることから、向上の余地は中といたしております。

自動交付機管理事業についての成果報告については、以上で説明を終わらせていただきます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

続きまして、298 ページをお願いいたします。

行政評価推進事業、こちらは施策 3、効果的・効率的な行財政経営の推進、基本事業 1、行政評価に基づく行政経営の推進から御説明をいたします。

上段の背景、計画につきましては、行政を経営していく基盤づくりとして、総合計画、行政評価、予算編成、人事評価等を連携させた基本運営システムの構築を目指しまして、平成 18 年度から評価の施行を開始してございます。平成 19 年度分の実施計画事業から予算関連資料として市議会へも提出させていただきました。以降、平成 22 年度まで順次対象事業を拡大しながら、第五次多賀城市総合計画へ行政評価の考え方の導入、事業単位の統一などの基盤づくりを行ってまいりました。

対象・意図といたしましては、職員の意識と改革・改善、そして行政活動の目的、コスト、成果等を明らかにしていくことをねらいとして進めております。

このような経過を踏まえまして、手段欄、平成 23 年度の取り組みといたしましては、当初、評価の仕組みを導入した総合計画の初年度として、事務事業評価から 1 段階進みました施策評価を行う予定としてございました。しかし、震災復旧への対応を優先いたしまして、組織全体としての事務事業評価につきましては休止をさせていただいたところがございます。その間、これまで手作業で作成しておりました評価表のデータベース作成、構築及びシステムの導入を行いまして、総合計画におけるまちづくりの進行管理を可能とする仕組みづくりを行っております。

事務事業評価を休止いたしましたことから活動指標はゼロとなっておりますが、この事業の成果指標といたしまして、職員を対象とした行政評価を意識して業務に当たっている職員の割合という指標を設定してございます。これは、左のページ、297 ページの基本事業 7-3-1、行政評価に基づく行政経営の推進にも設定しております指標となっております。こちらに目標値が設定してございます。平成 21 年度時点の現状値 62.2%から上昇を目指すという目標になってございますが、平成 23 年度に実施いたしました職員アンケートの結果では、指標欄 F にございますように、65.9%となっております。

この取り組みの評価といたしまして、事務事業評価を休止せざるを得なかったことから、順調ではないとしてございます。

しかし、今後の成果向上余地といたしましては、先ほどの指標の向上、それから平成 23 年度までに行いました基礎を踏まえまして、平成 24 年度以降、総合計画及び復興計画の進行管理を初めとして、行政の基本となるそれぞれの仕組みとの連動によりまして、向上を見込みながら進めていけるものと考えてございます。

以上、行政評価事業についての成果報告でございます。

○阿部管財課長

次のページをお願いいたします。

施策 3、効果的・効率的な行財政経営の推進、基本事業 3、市有財産の管理活用から、地域環境保全対策事業、西庁舎改修事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は、国の環境問題対策の一環として創設された地域グリーンニューディール基金を活用して、社会全体の緊急課題となっている地球温暖化対策として、地域での先進的役割を担うべく事業として実施したものでございます。

全体計画といたしましては、平成 22 年度に庁舎の省エネ診断及び実施設計を行い、平成 23 年度に市役所西庁舎に太陽光発電設備の設置及び誘導灯の LED 化の工事を実施しております。

中段左側の対象・意図の欄をごらんください。本事業は、市庁舎及び市民を対象に、購入電力量及び二酸化炭素排出量が削減されることにより経費の削減と環境問題への保全意識の高揚が図られることをねらいとしております。

そのねらいを達成するために、手段でございますように、市役所西庁舎屋上へ太陽電池容量 25.37 キロワットの太陽光発電設備の設置、既設の蛍光灯型誘導灯の LED 化及び庁舎 1 階ロビーにモニターを設置し、発電量や太陽光発電の仕組みなどを表示し、普及啓発を実施いたしました。

具体的な活動実績は、活動指標の欄のように、市庁舎での工事の実施、モニターや広報紙等による啓発活動を実施しております。

この事業の成果指標といたしましては、成果指標欄 F に示しているように、電力消費削減量及び二酸化炭素排出削減量としております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況でございますように、順調であると考えております。その事由として、宮城県地域環境保全特別基金を活用し、当初計画した数値以上の太陽光発電設備の設置を完了し、平成 24 年 3 月から運用を開始したこと及びモニターや広報紙による啓発活動を実施したことであります。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、発電量をふやすためには太陽光発電パネルを増設することにより可能となりますが、市庁舎屋上のスペースに限りがあるため、向上余地は少ないものと考えております。

以上、地域環境保全対策事業、西庁舎改修事業についての成果報告でございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、303 ページをお開きください。

基本事業 5、IT 技術を活用した行政サービスの充実から、総合行政情報システム管理運用事業について御説明いたします。

事業の開始背景・根拠でございますが、本事業は昭和 61 年度から運用してきたホストコンピュータを廃止し、クライアントサーバ型の新システムをフルアウトソーシング方式での運用移行するため、平成 19 年度から着手したものでございます。本システムへの移行



に当たっては、ホストコンピュータで運用していた業務だけではなく、個別に運用している業務システムについても総合行政システムへ統合し、平成 23 年 3 月までに 31 業務の本格運用を開始し、現在に至っております。

対象・意図についてでございますが、本事業は総合行政情報システムを使用する職員及び処理業務担当部署を対象に、本システムが継続的・安定的に運用され、業務の効率化・高度化を図ることをねらいとして進めております。

手段でございますが、システムの継続的・安定的な運用を達成するための手段といたしまして、サーバ等機器の運用監視及び定期的な点検ほか、業務の効率化を図る手段としましては、各業務のシステムへの改善要望の進捗管理と法制度改正等のシステム改修への対応調整を行っております。

この事業の成果については、継続的・安定的に運用する観点から 2 つの成果指標を掲げておりまして、1 つ目は行政情報システムのふぐあい件数としており、平成 23 年度においてはふぐあい件数 1 件を計上しております。このふぐあいは、平成 23 年 11 月に発生したもので、住民情報系システムへの接続端末の約半数が障害によりシステムに接続できない状況となりました。幸い、早期に改善されたため住民サービスの停止までには至らずにシステムを復旧いたしました。2 つ目の成果指標につきましては、業務効率の面から統合された同じシステム上で各業務システムが稼働することを目的としました新システムで稼働する業務システム数を指標としており、平成 22 年度以降、31 業務となっております。旧ホストコンピュータで運用していた業務については、現在、全て移行が完了しております。

本事業の取り組みの評価としましては、下段の事業状況でございますように、順調であると考えております。その理由としましては、東日本大震災の影響によるサーバ及びデータへの物理的な被害が皆無であったことも含めまして、今後も災害等に左右されることなく安定的な稼働が継続され、さらなる住民サービスの向上につながるものと考えております。

また、今後の成果向上余地につきましては、本システムの導入から既に 2 年が経過しておりまして、成熟した事業でありますことから現行成果の維持に努めたいという考えから、向上余地は小さいものとしております。

以上、総合行政情報システム管理運用事業についての成果報告でございます。

以上をもちまして、一般会計における政策体系別事務事業評価表による主要事業の成果報告を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

---

○深谷委員長

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る9月18日は午前10時から特別委員会を開きますが、ここで皆さんにお願いがございます。議運で確認しておりますとおり、あすからの議案調査日を有効に御活用いただき、質疑項目についてはできる限り担当課長に通告するなど、より充実した議論と議事の進行に御協力をお願いいたします。

なお、今回から質疑の方法についても変更することとしております。具体的には、決算の概要、続いて復旧・復興関連事業、続きまして主要な施策の成果と大きく3つに分けて質疑を行うこととしておりますので、各委員においては、質疑を行いたい内容がどの区分での質疑となるのか、再度御確認の上、質疑に臨んでいただきたいと思います。

また、資料の請求については、9月10日で一旦締め切ってはおりますが、本日の説明を聞いた上で改めて請求したい資料がある場合には、当局の担当部署と調整の上、あす9月14日の午前中まで事務局宛て、書面にて請求願います。

以上でございます。

本日はお疲れさまでした。

○竹谷委員

確認だけしておきます。

18日に質疑に入りますが、質問事項について事前に課長に通告してくれというお話ですが、それがなければ質問できないという議運での確認ではないと思います。そのことを誤解しての発言は困りますので。私の認識しているところは、数字的であれば、細かいところは課長のところに行って聞いてくださいという御答弁があったというふうに確認しております。ですから、それは余り固執してしまうと質疑にいろいろ支障が出ると思いますので、その辺は理解を統一しておいてほしいと思います。

○深谷委員長

担当課長に通告するなどという話で、通告しなければ質問してはだめだという話ではございませんので、その辺については、お話ししていただければ構いませんよ。

○竹谷委員

通告という発言をするから私が話をしたんです。通告ということは、通告しなければ質問できないということになります。そういうことを、言葉の誤解があってはいけないので、再度確認をしておきたいんです。

○深谷委員長

わかりました。通告という言葉があれだったかと思いますが、議論がかみ合うように、有効にあすからの議案調査日を活用していただければ結構でございます。よろしく願います。

午後3時47分 延会

---

決算特別委員会

委員長 深谷 晃祐

